

会議記録

会議名称	令和7年度第4回 杉並区外部評価委員会
日 時	令和7年11月4日（火）午後1時30分～午後4時27分 (休憩：午後3時17分～午後3時25分)
場 所	中棟4階 第2委員会室
出席者	<p>委員 奥会長、佐藤委員、高山委員、田渕委員、西出委員 区側 黒澤区政経営改革担当課長、企画調整担当係長、企画調整担当主任、企画調整担当職員</p> <p>○施策15 大川在宅医療・生活支援センター所長、地域支えあい連携推進担当係長、土田保健福祉部管理課長（計画調整担当課長兼務）、同課庶務係主査、地域福祉係長、保健福祉支援担当係長、中村杉並福祉事務所長、計画調整担当係長、白石生活自立支援担当課長、</p> <p>○施策29 田森スポーツ振興課長、施設管理係長、計画推進担当係長、事業係長、事業係主査</p> <p>○杉並区社会福祉協議会 疋田杉並区社会福祉協議会事務局長、同会中島生活支援課長、同会竹嶋地域支援課長、土田保健福祉部管理課長、同課庶務係主査</p>
配布資料	<p>資料1 施策評価シート、施策を構成する事務事業評価シート及び財団等経営評価表</p> <p>資料2 事前質問及び回答</p> <p>資料3 外部評価表（イメージ）</p>
会議次第	<p>1 本日の予定</p> <p>2 所管課ヒアリング (1) 施策15 地域の支え合いと安心して暮らせる体制づくり (2) 施策29 誰もがスポーツを楽しむことができる環境づくり (3) 財団等経営評価 社会福祉法人杉並区社会福祉協議会</p> <p>3 その他 ○第5回外部評価委員会（入札監視委員会）</p>

○区政経営改革担当課長 それでは、定刻になりましたので、冒頭に事務局からご連絡をいたします。まず、本日、西出委員がオンラインによるご参加となっております。委員全員の出席ということになってございますので、条例上の定足数は満たしてございます。会は成立しているということになります。

本日につきましては、施策の15、施策の29、社会福祉協議会の順でヒアリングを実施いたします。ヒアリングは説明7分、質疑とまとめ43分の計50分程度を想定しております。ヒアリングでご発言なさる際には、皆様、マイクをオンにしていただきまして、所管課におかれましては、所属とお名前を名乗っていただきますようお願いをいたします。

また、注意事項でございますが、途中、記録用に写真の撮影をさせていただきますので、ご了承ください。

それでは、委員の皆様に、先日、差し替えの資料を一部配付させていただいてございますが、そのことについてアナウンスをさせていただきたいと思います。

○企画調整担当 はい。事務局企画課の窪田と申します。

先週金曜日に委員の皆様に送付いたしました施策15の評価シートの修正について、改めてご案内させていただきます。

資料1-1、施策15評価シートの27ページになります。生活困窮者等自立促進支援事業という事務事業評価シートについて、こちらの中段のところに成果指標が2つございます。令和7年度の計画値の欄に数値が記入されておりまして、50と30という数字が入っていましたふあ、こちらの指標については指標説明欄にありますとおり、具体的な計画値を設定せずに上昇を目指していくという指標になるため、ほかの過年度分と同様にゼロというものが正しい状態となりますので、そちらの数字の修正をさせていただきました。お手数をおかけしますが、修正、差し替えのほど、よろしくお願ひいたします。

私からは以上でございます。

○区政経営改革担当課長 はい。資料差し替えの説明は以上でございます。こちらについてはよろしいでしょうか。

(了承)

○区政経営改革担当課長 はい。それでは、この後の進行につきましては奥会長にお願い

したいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○奥会長 はい。分かりました。皆様こんにちは。本日もお忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

それでは、早速ヒアリングに入ってまいりたいと思います。

最初に、政策の15、地域の支え合いと安心して暮らせる体制づくりについてですね。こちらは高山委員がご担当になっておりますけれども、最初に、所管課のほうから7分程度でご説明を頂ければと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○在宅医療・生活支援センター所長 所管課、在宅医療・生活支援センターの所長の大川と申します。

では、早速ですけれども、施策15、地域の支え合いと安心して暮らせる体制づくりについて、簡単にご案内したいと思います。

施策の概要です。子育てと介護や8050問題など、1つの分野の支援や相談だけでは解決することが困難な区民が複雑化・複合化する生活課題に直面した場合においても、住み慣れた地域の中で支え合いながら生活ができるよう、世代、分野を問わない包括的な支援体制を構築していきます。また、生活困窮者やひとりこもりの状態にある方への自立支援体制の充実を図ります。

続いて、施策を構成する主な事業とその内容についてご説明します。施策15は主に包括的な相談支援として、民生（児童）委員活動や成年後見制度の利用促進及び福祉サービス利用者の保護、子供、高齢者、障害者、健康・生活の相談業務として、母子・女性・家庭相談や地域包括支援センター事業、障害者の地域生活支援の充実、生活衛生管理など、多数の事務事業により構成されています。区は、令和6年度から国による手挙げ事業でございます重層的支援体制整備事業を開始し、専門的な相談だけでは解決しない課題をそれぞれの相談支援機関が連携しながら支援体制をつくることを行っております。さきに構成する事業として挙げました複数の事業・取組についても、互いが理解し合いながら、どうつながると効果があるのか、重層的支援会議という会議体を区の中に設けまして検討してございます。

重層的支援体制整備事業は、相談支援、地域づくりに向けた支援、参加支援、この3つを一体的に推進し、区と住民が相互に協力し生活課題を解決する包括

的な支援体制の構築に取り組む事業となっております。地域づくりに向けた支援として、令和元年度から区としてスタートしました「地域支え合いの仕組みづくり事業」については、現在、区内3地域に地域福祉コーディネーターを配置し展開してございます。将来的には全域での実施を予定しております。当事業は社会福祉協議会への委託により行っておりまして、分野や年代を問わず、地域団体などと一緒に新たな支援・活動を立ち上げるような、そういった活動を行っております。町会や子ども食堂、障害者の相談窓口、ケア24、地域区民センターなど、多様な主体が行う活動について、活動に一緒に参加しながら地域福祉コーディネーターがアウトリーチをし、関係づくりを進め、住民や地域団体と共に地域づくりを行っております。

当施策の主な事業についての実績評価についてですが、令和6年度、今ご説明しました地域支え合いの仕組みづくり事業の新規相談件数は230件に上りました。また、生活自立支援窓口、くらしのサポートステーションでは1万782件の相談を受け伴走支援を行ってまいりました。うち71名が就労につながり、54名が収入を増やし、その方の生活自立につながっております。

事業を行う中での課題についてですが、令和6年度から開始しました重層的支援体制整備事業は、公的な相談支援だけでなく、住民の社会参加や住民主体の地域づくり、互いが支え合える地域づくりも併せて推進し、一体的に実施することが求められておりますので、住民や地域関係者への事業の説明、協力を仰ぐこと、また機運を高めていくことが必要と考えております。

生活自立相談支援窓口の相談件数は引き続き増加傾向にあり、労働市場や経済活動がコロナ禍に比べ回復しておりますが、個人が抱える課題が複雑化、複合化しているケースがとても多く、対象者に寄り添った伴走型支援をより強化していく必要があります。

今年度以降の進め方についてですが、重層的支援体制整備事業を活用し、他分野の関係機関が連携し、複合的な課題を抱え支援につながりにくい住民等を包括的に支援する体制を引き続き構築していきます。

支援会議を行う在宅医療生活支援センターでは、支援機関同士の調整や弁護士、臨床心理士などの専門支援員の助言を受けながら支援計画を立てる支援会議を適宜実施しておりますが、そこから見えてきた支援の課題や連携の持ち方

などを庁内に周知する「コンナン（困難）通信」を今年度から発行しております。相談支援を行う多くの所管が支援の難しさを抱えてしまわないように支援会議の活用を広く呼びかけております。

また、生活困窮分野においては、今年度からひきこもり支援推進事業を開始しております。これまでつながりづらかった支援の一つでありましたが、電話やメール相談、併せて当事者やご家族が集まれる居場所づくりの取組を開始しております。

こういった分野や年代を問わず、区民の困り事への対応を一体的に進めていく当施策は、区の施策評価においても今後の施策の方向性は拡充となってございます。

質疑については、当施策内の各事業の詳細についてお聞きになられるかと存じます。それについては、この後、各所管課長からお答えすることといたします。

以上です。

○奥会長 はい。ご説明ありがとうございました。それでは、高山委員のほうから質問等をお願いいたしたいと思います。

○高山委員 どうもありがとうございます。膨大な事務事業があるということで拝見させていただきました。質問表がありますので、この流れに沿いながら、それからほかのシートについても確認したいことがあればするという形でさせていただきます。

まず、整理番号107の民生（児童）委員活動ですが、ここは大変質問も多くさせていただいたところだったのですが、今、民生委員の達成率が87.5%ということで、残りの地域は空白になっているということでよろしいでしょうか。ほかの方たちがサポートするのではなくて空白になっているという形なのでしょうか。

○保健福祉部管理課長 民生委員の充足率という面で申し上げますと、今お話をいただいた87.5%で、一部の地域については欠員が生じているという状況でございます。欠員を解消しているところは代行制度というものがございまして、ご自分で持っている地域のほかに欠員のある地域を持っていただいているというような地域もございます。また、区内13地区に分かれているのですが、その地区の中で

幾つかの部分を見ていただいているというところもありますが、そのほかのところについては欠員が生じているところ、代行を立てられないところについては、今、民生委員の活動が行われていないと、そんな状況でございます。

○高山委員 分かりました。そういたしますと、この中に書かれている安心訪問なども、その地域の方に対しては残念ながら今行われていないという、そういう理解でしょうか。

○保健福祉部管理課長 今、委員のほうでおっしゃられたのは、安心おたっしゃ訪問のことでしたでしょうか。

○高山委員 そうですね。失礼いたしました。

○保健福祉部管理課長 安心おたっしゃ訪問のほうにつきましては、それをカバーするという面では委託のほうを行っております。全てを民生・児童委員のほうが行っているというわけではありませんので、そこの分も補完する面では委託事業者のほうで対応していると、安心おたっしゃ訪問についてはそのように対応させていただいているところでございます。

○高山委員 分かりました。ありがとうございます。

ざっとインターネットで調べたら、世帯数が29万世帯の杉並区でこの人数だと割り算をしてみたのですけれど、1人当たり770件ということで、とても把握が難しい人数だなというふうに思い、それにプラスして様々な災害時の計画を立てるとかという作業があると本当に大変だなというふうに思ったところでした。恐らく以前はこれほど複合的な問題がなく、民生委員さんがもう地域の顔でということがあったのだろうけれど、今の時代の、そして隣の人の顔も見えにくいところでの民生委員の活動というのはまた改めて検討する。これはもう杉並区の問題というか国の問題ですけれど、検討することが必要なんじゃないのかなというところをこの報告を拝見して思ったところです。

そのような中で、これまで個人の電話を使っているところを、携帯電話を配付するようにするとか、それから協力員をつけて、一人ずつの対応できる世帯数を減らすということは、民生委員の働きについてより有効であって、できるだけ早くそのようなことが対応でき、民生委員さんもそれほど大きな負担ではないところでご自身の担当のところがよくやれているという、満足感というのは変ですけれど、そのようなものを感じられるような活動にできたら本当に望

ましいのかなというところで、今後の方針についてぜひ実現をということで拝見させていただきました。

それで、あと個別避難支援プランというのは、前回のこの会議でも、地域たすけあいネットワークというものが出ていましたけれど、それと同じでしょうか。たしか3万件あると前回話がありました。

○保健福祉部管理課長 地域たすけあいネットワーク、施策2のところでご説明した件については、こここの資料のほうで言っております個別避難支援プランと同一のものでございます。

○高山委員 同一のものですね。そうすると、3万人いらっしゃって、その中で登録を希望している人が1万人強というふうにご説明をされていらっしゃった。そして、その中で実際に新たに毎年新規に入られた方については計画を立てるということで、それが1,000件超えということですね。そうすると、また一人頭に計算をしてみたのですけど、そうすると、10件か15件か、それほど大きな負担ではないところかもしれないのでしょうか。

○保健福祉部管理課長 民生委員さんにつきましては、先ほど安心おたっしゃ訪問という形で申し上げた、委託をメインで、それをフォローする面で民生（児童）委員さんのほうでお願いしている部分があります。あと地域で、ここで言う個別避難支援プランにつきましては、メインのほうを民生委員さんに主にお願いしていますが、そのほかの部分については委託のほうでカバーをしているというような形でございます。民生委員さん、この間、3年に一度委嘱をしている中で、やはり負担感が多いという形のお話は聞いておりまして、先ほど委員のほうからもお話がありましたけれども、私が申し上げた代行のほかに8年度以降は民生委員の協力員という形で……

○高山委員 協力員ですね。

○保健福祉部管理課長 やはりサポートしていただける制度を開始しようというふうに思っています。また、先ほどお話がありましたスマートフォンの貸与を来年の2月から行うという形で、できる限り負担感を減らすようにという形でこの間取り組んでおりまして、引き続き地域でのプランの検討会の結果も踏まえて負担軽減につながるように取り組んでまいりたいと、このように考えてございます。

○高山委員 ありがとうございます。恐らく民生委員法ができたときにはまだ地域には相

談機関がなかったのが、今、地域包括支援センターもでき、障害の相談機関もできているというところで、恐らく民生委員に期待する役割も変わってきているので。それでもやっぱり地域の中で24時間365日何かあったときに関わる専門職ではない地域の方というのは大変重要だと思うので、その方たちが効果を上げる実践ができるということが大事だなということを考えておりました。ありがとうございます。それが1つ目の民生委員さんのことです。

それから、質問をさせていただきました数字のことですけれど、裏面の活動費の支給の4,563というのは、これは大体計算したら1か月に1件ということで、それに掛ける民生委員さんの数で大体このような数字になったんですけど、そういう意味で構わないんでしょうか。それとも活動費というのは、そういう月々お渡しするものではなくて、何らかのことを行ったときというものなのか、その辺りの活動費の支給をどのような形で行っているのかということを確認できればと思います。

○保健福祉部管理課長 民生委員さんの活動費でございますけれども、基本的に民生委員さんの活動については報酬がないということになっておりますけれども、活動したことに対しては月々お支払いをしています。相談の有無にかかわらず、その月在籍をしていた方につきましてお支払いをしているというものです。

○高山委員 在籍についてお支払いをしている。

○保健福祉部管理課長 そのようございます。

○高山委員 承知いたしました。ありがとうございます。大体1万円ぐらいの活動費で活動していらっしゃるのでしょうか。

○地域福祉係長 保健福祉部管理課の岩崎と申します。

今の活動費の関係ですけれども、一般の委員と会長とか代表会長とかでまたちょっと金額が変わっておりますが、一般の委員が大体1万円強という感じであります。これは毎年度他区の状況を踏まえて見直しとかはしている状態でございます。

○高山委員 分かりました。ありがとうございます。そして将来的には協力員をつくるということで、その方たちに対しても活動費ということが必要であろうということでお拡充の方針が出されているということでしょうか。

○保健福祉部管理課長 そのとおりでございます。

○高山委員 ありがとうございます。

それから、その次が社会福祉協議会に対する助成ですが、こちらのほうは了解いたしました。また後ほど社協の検討があるのでそちらでということで、おむね50%の職員については人件費の補助が区から出ているという理解をしましたけれど、よろしかったでしょうか。

○保健福祉部管理課長 そのとおりでございます。

○高山委員 ありがとうございます。

それから、行旅病人も了解をいたしました。

ここで最後に空き家については該当課にて回答と括弧して書かれているのですが、回答が見当たらなかつたので、もしよろしければ教えていただければ。法整備が望まれるところがあるということで、でも現実はどんどんその問題が出てきているかと思うのですけれど、それに対してどのような対処をしていらっしゃるのかということの部分です。

○杉並福祉事務所長 空き家の関連で少し申し上げると、やはり、今、高齢者で単身の方がたくさん住んでいらっしゃる、そういった杉並の実態もございまして、福祉事務所がやれるはどうしてもそういった高齢者の方、先ほど出てきた民生委員の方から、こういった高齢者が住んでいるようだとか、そういったお話を聞いて、必要があれば生活保護を勧めるですか、対応をしているところでございます。そういう方というのは、どちらかというと転居してそこが空き家になるというよりも、残念ながらご不幸があつて空き家になるということがございまして、空き家になった場合の対応というのは、こっちもまた所管がまた違うわけでございますが、住宅を管理するようなところですとか、そういったところで大家さんとも話をしながら適切に対応していただいているというふうには思ってございますけれども、福祉の分野では、どうしても高齢者ですか住民の方々が住んでいるところまでござりますので、なかなか細かい説明ができなくて恐縮でございます。

以上でございます。

○高山委員 承知いたしました。住宅課に所管が移行するということで、そこで対応をしているということですね。ありがとうございます。

それから、その次が応急小口資金は特に疑問点はございませんでした。

それから、成年後見についてなんですかと、こちらの成年後見は利用促進が事業名称であるのであれば、それに関する指標があつたらどうだろうかということを記載いたしましたところ、ほぼ定期的に行われている数字に変動がないので、それが指標にしにくいところだというふうにお返事を頂いております。例えば、これは様々な講演会であるとか啓発のための何らかの催しを行つたときの参加された方の数だとか、何かそのような指標ってできないだろうかというふうに、何年か外部評価をさせていただいていて、ほかのところで取り扱っている指標から考えたところですけれど、その辺りはいかがでしょうか。やはり促進ということが重要であって、こちらのご回答にはその促進の結果、相談者が増えているから、それを成果指標としているというふうに書かれていらっしゃったのですけれど、その間の活動がどのような形なのかということがあるといいなというふうに思ったところです。

○計画調整担当課長 今、委員のほうがおっしゃられたように、啓発・周知の活動は活動でありますので、やはり活動指標としては幾つか取れるのかなというふうには思っておりますけれども、なかなか講演会ですとかイベントだけではそれほど周知につながるような活動につなげにくいということがありまして、そこを成果指標として求めるのは難しいのかなというふうに我々としては考えております。今後、成年後見制度につきましては、今後の年齢構成、世帯構成等を考えると徐々に増えていくことが当然のことながら想定をされており、やはり私どもそこの周知活動については力を入れていくべきものと、ベクトルは同じ方向を向いているのですが、捉え方としては、こちら回答を書かせていただいたとおり、なかなか活動指標の回数だけでは難しく、相談の中で広げていきたい、このように考えてございます。

○高山委員 そうすると、相談の中で広げるというのは、相談を受けた個別の地域の区民の方たちではなくて、ほかの例えば地域包括支援センターであるとか、機関に對して何らかの働きかけになるという理解になりますでしょうか。

○計画調整担当課長 私ども、今、相談の件数というふうに捉えておるのは、やはり成年後見センターの中で捉えている相談の件数でございまして、そのほかのところで様々相談があった場合でも、成年後見センターにつながってくるというところ

ろでそういう件数の把握をしておるというところでございまして、そのほかのところで1回でも相談があったことで件数を取ってしまいますと重複してしまうおそれもあるので、なかなかその辺りは難しいのかなというふうに今の段階では考えております。

○高山委員 ありがとうございます。何かしら促進のために自分たちは何をしようかという考えがあり、そしてそれを数値化するというプロセスなのだろうなというふうに思いますので、何ができるだろうか、何をするかというところで指標をぜひご検討いただけたらと思ったところです。

それから、あとは第三者評価も特にこれで疑問に思うところはございませんでした。

それから、整理番号125の生活困窮者等自立促進支援事業に関してですが、これは大分変わって、数値が実績のほうが大分多くなっているんですけど、それを200というのがもともと、今はコロナ後の時期なのでたまたま多くなつていて、いずれ200ぐらいになるだろうということをお考えなのかなと返事を見て思ったんですが、この辺りも、コロナから3年、4年たっているので、そうするともうこの実績を基準にして次のことを検討したほうがよいのではないかというふうに思うんですけど、その点はいかがでしょうか。

○生活自立支援担当課長 高山委員がおっしゃるとおり、今年度も推移を確認したところ、おおむね令和6年度と同傾向の相談件数が続いているので、コロナ禍でかなりくらしのサポートステーションが認知したことによって相談件数も大分安定してきたのかなというふうに理解していますので、今回ご意見を頂いたことを含めて、今後より適切な支援プランの目標設定を検討していきたいというふうに考えております。

○高山委員 ありがとうございます。周知できたということの結果の数字だというふうにも見られるのではないかということですね。ありがとうございます。

それから、ここから何回か居場所ということが出てきていて、本当に今地域福祉の中で居場所をつくっていくというのが非常に重要なことだなということを改めて思うところなんですが、ひきこもりの方の居場所については、くらポートがあるということですね。

○生活自立支援担当課長 補足をさせていただきますと、これまでひきこもりの相談は

くらしのサポートステーションを窓口として受けておりまして、そちらでくらポートという居場所事業を行っていたところです。この8月からひきこもり支援推進事業というのが始まりまして、また別のひきこもり専門の相談窓口を設けまして、そこでも居場所事業を行っているところです。それ以外に、区ではないですが、家族会や当事者会も、居場所になりますので、そうしたことも併せて居場所として機能しているということでございます。

○高山委員 ありがとうございます。家族会だとか当事者の会は、杉並区内でそのような会合を行っていて、そこに気楽にというか、来たい人が来られればというふうに今イメージをしたのですけれど、そのような形なのかということと、どれぐらいあるのかということを教えていただけますか。

○生活自立支援担当課長 かなりいろんなホームページなどで周知しているので、皆さんいらっしゃいます。

○高山委員 ああ、そうですね。

○生活自立支援担当課長 区の居場所事業については、基本的に区民もしくは区内にいる方のご家族という形なのですが、家族会ですとか、そういった当事者会は特に区民に限らず来ているということで、大体1回10名から20名程度の方がいらっしゃっていると思います。区で行っているほうは、まだ周知等の期間もありますので、大体5名前後で今推移しているというところでございます。

○高山委員 ありがとうございます。ひきこもりの方はどこか外に、何でもいいから行く場所があるというのが恐らく第一歩として大事だろうなというふうに思うところでした。

それから、その次が地域の支え合いの仕組みづくりということで、地域福祉コーディネーターを配置しているということですけれど、社協のところを見ましら、これは社協に委託をして行っているということで、詳細は社協がこういう活動をしているというような内容についてしっかりと把握しているようなのか、区役所がどのような立場なのか教えてください。

○在宅医療・生活支援センター所長 この事業に関しては委託事業ということですので、区の事業という形で社会福祉協議会のほうに委託をして行っております。そうは申し上げても、地域福祉コーディネーターという地域にアウトリーチする者については、社会福祉協議会の資格を持った職員の方に行っていただいているま

すし、これについては区の事業として区が把握をしっかりとしていくために、毎月、業務の事業報告会などを行いながら、どういった相談をどのように受け、どういう活動を地域の方と共にやって、どんな課題があるのかなどは毎月きちんとこちらのほうで把握をさせていただきながら、今、地域が全域ではなく、3地域でしかできておりませんので、今後の展開をどう広げていくかなども、そういう実務を把握することで区のほうで考えていくというような形で行っております。

○高山委員 分かりました。ありがとうございます。今、3地域とおっしゃいましたが、全部充足したら何地域になるでしょうか。

在宅医療・生活支援センター所長 杉並区域全体を生活区域で分けて7圏域ですので、全部出そろると7という形になりますので、今そのうちの3を実施しているところでございます。

○高山委員 分かりました。そうすると、これからますます量的に広げていくということですね。

それから、ここでは相談受付件数が成果指標になっていて、確かに相談受付をすると、それは地域福祉コーディネーターが定着してきたのだなということの指標にはなると思うのですけれど、それだと、例えば地域包括支援センターとあまり変わらないイメージを持つてしまいます。しかし、地域福祉コーディネーターは、ここに書いてくださったように、仕組みをつくるための活動ということで、例えばその地域の方たちがどう集まって地域の課題に対応していくかということをやるところだということを考えると、これが活動指標になるかもしれないと思うのですが。それに関する活動というもの、例えば、地域づくりのための活動として何をしていらっしゃるのかー地域の方と一緒に会議をするということなのか、居場所をつくるということなのかー。いろいろ地域によってやり方はあると思うのですけれど、どんな活動があるわけでしょうか。

在宅医療・生活支援センター所長 本当におっしゃるとおりで、ただ、お話を聞いて相談件数がということよりも、正直なところ、いろいろ地域の方が、まずどういったことをやりたいよという、そういう声の中にどういった意図があるのか、例えば町会がなくなってしまった地域だけれども、防災や子供たちのことを考えると地域のつながりが欲しいよねという、そういうさりげない思いというか、

だけれども、これ行政のどこに相談したらいいのか、町会も結構高齢化していますしなんていう声から、いろいろじやあこういうところと一緒に話したらどうだろうかとか、そういったネットワークをこの後社会福祉協議会さんのほうからお話を聞いていただけるかと思うのですけれども、もともとそういった情報ですとか活動基盤がある社会福祉協議会の職員がつないでいく、思いをつないでいくという作業が必要になってきます。住民同士が自主的にできる方もいらっしゃるのですけれども、なかなかお互いお顔を知らない中で一緒にやりましょうというのが難しいことですので、そういったところのつなぎと、お話し合いの場、先ほど高山委員のほうからおっしゃっていただいたような、お話し合いの場をつくったりですとか、顔合わせをしたりですとか、その中でどういうスキームでやっていったらいいかなとか、お金はどうしようかとか、そういったことを寄り添い、本当に伴走型の支援という形で行っています、本当に小さな5人ぐらいで毎月集まるお話の場みたいなものから、本当に大規模な子ども食堂みたいなものまで多々ありますが、いろんな居場所が今地域の中で出来上がっているところでございます。

○高山委員 ありがとうございます。どうにかしてそれを数値に……

在宅医療・生活支援センター所長 そうですね。

○高山委員 本当に多様だから難しいということは承知しながら思ったところでした。

それから、その次が包括的相談支援の推進ですが、こちらのほうはコンナン（困難）通信について、拝見いたしました。これは区民もご覧になるという位置づけですか、それとも関係機関間の連携をということでできているものでしょうか。

在宅医療・生活支援センター所長 コンナン（困難）通信、今年度から発行しまして、これに関しては区役所内の相談支援機関を中心に配付をさせていただいているのと、高齢者の相談窓口、ケア24の職員、こちらは委託の方ですけれども、その方たちにまずは見ていただきたいということで配付してございます。

○高山委員 ありがとうございます。「コンナン」という片仮名で書いてあるとはいえ、地域の方が見たら、ちょっとネガティブな印象を持つんじゃないかなと思って確認をさせていただきました。そのような形で機関間の連携をつながっていくということを検討しているということですね。

同じソーシャルワークであっても、障害領域のソーシャルワーカーと高齢者領域のソーシャルワーカーでは仕事の進め方がすごく違っていて、そこで関係が悪くなるということもあるように聞いているので、どうやって相互理解を深めていくかということが非常に重要なんじゃないかというふうに思っておりましたので、このような通信があって相互の理解を深めるということは非常に重要なのではないかと思ったところでした。ありがとうございます。

それから、母子、大規模災害、小災害はそのままで大丈夫かと思います。維持管理も特に私のほうでは疑義はありませんでした。助産施設も問題ないところです。

これは法外援護なのですから、区がどのように考えるかによって非常に大きく関わってくることだと思うのですが、整理番号288の被生活保護世帯に対する法外援護として入浴券を配付しているということで、年60枚という根拠はと質問票に書いたのは、根拠法がないから法外なので、そこは了解なのですけれど、例えば、それをお風呂に入らないとしたら光熱費がそれほどかからないが銭湯に行くと非常にお金がかかるから、その差に当たるものをここで出しているのだろうかとか、何かその辺りでの計算があったのかなというふうに思ったのが1つと、それから、私たち一般市民も、もう30年前とはお風呂の回数が変わってきてるので、それを当事者の方たちはどういうふうに使っていて、どんなふうに生活しているんだろうかということが、少しイメージが湧きにくかったです。年間60回というと、恐らく週に1.5回ぐらいかなというふうに思うのですけれど、それでお伺いした次第です。もしよろしければ、どのような形でこの60回ということを出しているのかということと、それからどのように使っているのかということを把握されていらっしゃらないというふうにご記載があったのですけれど。確かに渡したものを持つ方がどう使うかというところまで福祉事務所が確認をするということの困難さであるとか、自尊心の低下であるとか、につながる懸念があります。しかし、転売の問題についても書かれておりましたので、その辺りどのような方策が今後考えられると思っていらっしゃるかということについて教えていただければと思います。

○杉並福祉事務所長 何年か前は法外援助って幾つかあったのですけども、子供の制服代とか、大分なくなりまして、それはある意味で言えば法内援助、生活保護法に

基づく援助が大分充実されてきたということもあるのですけれども、どうしても杉並でいえばこの入浴券だけがまだ残っています。60枚が多いか少ないかという議論は前からあるのですけれども、それ以前の問題として、やっぱり入浴券がこれからも必要なアパートに住み続けてもらう必要があるかどうかということなんですよ。

○高山委員 住環境ですね。

○杉並福祉事務所長 これができた頃はまだ杉並にも、例えば家賃4万円ぐらい、安いですね。お風呂がありません。そういうところに住んでいる生活保護受給者、昭和の時代たくさんいました。でも、今はどうでしょうか。若い人4万円で、お風呂がなければ……

○高山委員 住まないですよね。

○杉並福祉事務所長 住みませんよね。そうすると大家さんはどうします。お金かけてでもユニットバスをつけて家賃を5万5,000円、6万円ぐらいにして、生活保護受給者だともうちょっと低いところですけども、やっぱり生活保護受給者に入つてもらいたいと思えば、やっぱりぎりぎりの値段にしてアパートを建て替えると思うんですよ。我々福祉事務所も、できれば今この入浴券が必要な受給者の皆さんに対しては、引っ越し代も出しますからお考えいただけませんか、そういう話がまず大前提となります。ここのことろちょっと数字を見ますと、令和4年度でお風呂券をもらっている受給者の方、520名ぐらいいました。それが令和5年度470名ぐらい、6年度は400人、大分……

○高山委員 減ってきた。

○杉並福祉事務所長 はい。やっぱりそういう生活保護の皆さんに対する働きかけが効いてきているなと思われます、そのほうがいいですよね。

○高山委員 そうですね。

○杉並福祉事務所長 毎日シャワーでも浴びられるわけですから。そういう形で、制度はありますけれども、発行する人数は減ってきてるし、これからも減り続けるというふうに思っています。というのは、もう一つ、やはり法外援助で4万円の安いアパートにいる。お風呂のないアパートにいる受給者の方々、想像がつくと思うんですけど、お年寄りの方です。昭和の時代からこの木造アパートが気に入っているのです。引っ越し代出すからといって、引っ越ししてくれな

いのですよね。やっぱりそういったご高齢の方には住み慣れたところというのもありますから、やはりどうしてももう制度をなくしてしまうということがなかなか難しいし、23区で言えばほかの区も全部やっています。この制度だけは法外でやっています。やっぱりそういった実情があるのでしょうかね。だからそういう意味で言うと、これからも引き続き引っ越しを促していくということが大前提になる事業ではございますが、細々とでも続けていかざるを得ないところもあるのかなというふうに思っているところです。そういったこともありますて、今最後にお話のあった、どうやって使っているのか。余ったら転売しているのではないか。あることはあるかもしれません、今申し上げたような実情からすると、なかなかそういったこともないのかなと思われます。やっぱりそこはもう受給者、お年寄りの受給者が多いでですから、我々も信用していかざるを得ないのかなというところが実情でございます。

○高山委員 どうもありがとうございます。もう次から次に引っ越してこられる方がということではない。長くそこに住んでいらっしゃって、今、高齢になっていらっしゃる方が、今の生活は変えたくない、しんどいし、近隣とのつながりもあるしとかいろいろあるかもしれないですが、そのような中でだんだん減ってきている事業であるというご認識。

○杉並福祉事務所長 そうです。

○高山委員 どうもありがとうございます。

それから、最後は生活保護費についてなんですが、こちらのほうはご回答いただきまして、了解をいたしました。就労支援事業と、それから自分自身で自力で収入が上がった方が入っているのが生活保護費のほうで、そこからプログラムに基づいた支援を行って、その結果改善したのが生活困窮者自立支援事業のほうの数字であるということで了解いたしました。

私のほうからは以上です。どうもありがとうございました。

○奥会長 それでは、ほかの委員の方からもご質問等ありましたらお願ひしたいと思いますが、いかがでしょうか。いかがですか。

どうぞ、田渕委員。

○田渕委員 ご説明ありがとうございました。様々な事業の中で相談というところが非常に大きなウエートを占めている政策だろうと思います。この相談件数というの

をどう捉えるか、どう使っていくかというところが非常に難しいところで、厳密に言えば目標設定はできないですよね。困窮されている方たちが自立した生活がもうできていれば相談する必要もないで、多くないほうがいいわけですよね。みんなが相談もなしに生活できるということがまずはベストなことだろうと思います。ただ、その中でも相談をせざるを得ない方がいらっしゃるということ。そういうところに対応して見ていくときにポイントになるのが、どこに相談すればいいのかということをそういう方たちが分かっているということと、相談したいときに相談できる体制が区として整っているということ、この部分が重要だらうと思うんですね。ですので、相談件数を増やすといった視点よりも、今申し上げたそういった観点でこの事業、施策に取り組んでいただくといいかなと思います。ただ、全体の作業量を把握するという意味では相談件数というのをつかんでおくということは非常に重要なことなので、相談件数は把握していただきたいのですが、それが上がった下がったで一喜一憂といいますか、振り回されることなく、まずは情報を必要としている方たちのところに情報がきちんと行っているかというところ、それに対して相談されたらきちんと区は応えられるかどうか。そこをポイントに施策を遂行していただけるといいかなと思います。これはコメントです。

あと、27ページですけど、指標名があまりにもさっぱりし過ぎていてよくわからない。指標の説明のところの、そのままこれが指標に行ったほうがいいと思います。相談件数と言われてもどこの相談、さっきもたすけあいネットワークのところでどっちが相談するとか、その相談の場所によっても違うという話もあったので、相談件数というよりも、ここでいくと自立相談支援機関での相談件数になるので、多分この4つ全部だと思うのですが、説明の内容をそのまま指標名にされたほうが分かりやすいと思ったところです。

以上です。

○奥会長 ありがとうございます。何か今のご指摘に対してご回答ありますか。よろしいですか。

はい、どうぞ。

○杉並福祉事務所長 最初の相談の件数に関して、福祉事務所ですから、どうしても生活保護が直結して、区民の皆さんには福祉事務所イコール生活保護の申請に行く

ところというイメージがあるのですけど、それを変えたいなと思っていて。生活保護までいかなくても生活に困ったら相談に来てくださいよという、そういう福祉事務所を今目指していて、この間、区長の指示もあって、様々ホームページでもっと柔らかい福祉事務所の説明、さらにはポスターも作りました。生活保護の申請と書いていないのですよ。生活に困ったら来てください。そういうイメージで書いてある。ぜひ町中にも貼ってあるのでポスターをご覧いただければと思います。相談件数自体が、生活に困っている方も多いためか、6年度から7年度にかけてすごく増えています。6,000件台だったのが今7,000件台ぐらいに来ています。ポスターの効果かもしれませんし、福祉事務所はそんなに敷居が高くないんだなというイメージが広がったのか。そうなると、利用する人は、この人生活保護だよねという人だけではないのですよね。もっともっと生活保護の前の段階でいろんなサポート、さっきも言ったように、くらサポのサポートだとか、いろんな民生委員の方に少しお話をすると解決のできるレベルの相談だとか、いろんな質問の内容に対して説明のできる福祉事務所を今目指していて、そういう意味で言うと、先ほどおっしゃっていたいたような、どこに相談に行けばいいのかということと、相談したいことに対する体制が、例えば福祉事務所の相談を受け付けるところでワンストップでできるようになるとか、この人たちは生活保護ではないのだけど、もうちょっとこういうサポートができるよねというようなことを行政間で、連携してやっていくだとか、そういう1つの窓口、もっと幅広い窓口に福祉事務所はなればいいなというふうに思っていて、今回こうやって行政評価で先生方からもいろいろとご指摘を頂いた中で、まさにそういう組織の在り方というか、いわゆるその組織間の連携の仕方というのを学び直したような気がします。ありがとうございました。

○奥会長 はい。ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

(なし)

○奥会長 よろしければ、ちょっと私から1点だけ。成年後見制度ですけれども、こちらは法に基づいて行われているのですが、社協のほうで地域福祉権利擁護事業をされていますよね。こちらのほうはまだ契約能力がある方、自分で意思決

定できる方が対象だということですけれども、こちらから成年後見制度のほうに移行されるというケースもあるかと思います。この両者の連携と、実際にどういうふうに社協のほうの事業の状況を把握されているかというところ、そこを確認させていただければと思います。お願ひします。

○保健福祉支援担当係長 成年後見センターと、それから社協の地域福祉権利擁護事業の活動ですけれども、月に1回は必ず連絡会を行っております。社協のほうで地域福祉権利擁護事業をやっておりますが、そこで難しくなったケースにつきましては成年後見センターの成年後見制度につないでいくというような形で、両者が連携しながら行っているというのが実態でございます。

○奥会長 はい。分かりました。これは両制度を同時に利用することはほとんどありませんというふうに、社協のほうの私が投げかけた質問の回答にはそういうふうに書いてあるのですが、両方の制度を同時に使うということも可能ですか。

○保健福祉支援担当係長 両方の制度を同時というのはなくて、社協の制度が難しくなったときには移行していくということ、つないでいくというような形になっております。

○奥会長 そういうことですね。はい。分かりました。ありがとうございます。
それでは、よろしければもう時間が参りましたので、施策15につきましては以上とさせていただきます。所管課の皆様、お忙しいところご対応いただきまして、どうもありがとうございました。

(施策15：所管課退室)

(施策29：所管課職員入室)

○奥会長 それでは、時間より早いですけれども、皆様おそろいですので、始めさせていただきます。

施策29、誰もがスポーツに親しむことができる環境づくり。こちらは、ご担当は西出委員になっております。

まず、所管課からご説明、7分程度でお願いできればと思います。その後、質疑応答を43分、合わせて50分を予定しております。

それでは、ご説明よろしくお願ひいたします。

○スポーツ振興課長 はい。スポーツ振興課長の田森と申します。よろしくお願ひいたします。

○西出委員 お願いします。

○スポーツ振興課長 令和7年度の杉並区施策評価シートでございます。施策29、誰もがスポーツに親しむことができる環境づくりということで、施策目標としては3点ございます。障害の有無や年齢にかかわらず、すべての区民にとってスポーツ・運動がより身近になり、スポーツ・運動に親しむ区民が増えていること。2点目としまして、スポーツ・運動に親しみ、楽しむことにより、健康であると感じている区民が増えていること。3点目、障害者がスポーツ・運動に親しむことができる場と機会が充実していること。この3点でございます。

活動指標としましては、ユニバーサルタイムの開催回数としております。こちら、ユニバーサルタイムにつきましては、令和4年度から開始しまして、5年度、6年度と回数のほうを増やしてございます。

続きまして、成果指標でございます。こちら、3点ございます。成人の週1回以上のスポーツ・運動の実施率ということで、こちらは、区民意向調査により評価をしております。計画上、設定している数値に対して、実績としては、現状では達していないというところになってございます。

2点目、健康であると感じている区民の割合につきましても、こちら、区民意向調査によって評価してございます。こちら、計画に対して実績値なんですが、割と計画に近い形で、実績のほうが、達成はできておりませんけども、近い形になっております。

3点目、障害者スポーツ事業の参加者数につきましては、区で実施している障害者スポーツ、そして、指定管理者ですね、区内体育施設6施設、屋内体育施設ございまして、その中で、各障害者の方に向けた実施事業、指定管理事業それを行っておりますけども、障害者スポーツの事業の参加者数は4年度、5年度、6年度というふうに順次拡大しているところでございます。

続きまして、事務事業評価シートの生涯スポーツ振興事業をご覧いただければと思います。

こちらにつきましては、事業の目的としましては、生涯スポーツ振興事業を通して、スポーツ実施者の拡大を図るとともに、事業の運営等への参画・協働の仕組みを充実させ、様々な立場でスポーツに関わる人を増やすことで、人と人とのつながりを広げ、スポーツによる地域づくりを目指すということを目標

としております。

活動指標としましては、各種生涯スポーツ事業回数ということで、こちら、生涯スポーツ10事業ございます。中学生のスポーツ振興事業ですとか、異文化理解、様々な事業をしてございます。もう1つが共催件数でございます。この活動指標に対して、成果指標については、各種、生涯スポーツ事業の10事業のうちの各種事業の参加者数ですか、生涯スポーツ事業のうちの1つの事業であるスポーツ栄誉章、こちらのスポーツ被顕彰者数を成果指標としてございます。共催件数に関しましては、目標として、人と人のつながり、地域でスポーツを通して活動の輪を広げるということもございますので、各種事業ボランティア等人数ということで、実行委員の方ですとか、ボランティアの延べ人数を指標としてございます。

続きまして、公益財団法人杉並区スポーツ振興財団への助成をご覧いただければと思います。

こちらは、公益財団法人杉並区スポーツ振興財団が、その設立目的であるスポーツ振興に関する事業を活発に行うことができるよう、補助金を出し、財団の安定的な運営に役立てるということにしてございます。

こちら、活動指標としましては、2点、教室等の参加者数、事業開催数ということです。こちらのスポーツ振興財団は、杉並第十小学校の温水プールの受付を管理しておりますので、そちらもこの教室等には入ってございます。

こちら、成果指標としましては、運動・スポーツをしていない人の割合ということで、こちらも、区民意向調査による指標を活用してございます。もう一点が利用者満足度ということで、こちらは利用者満足度調査をしておりまして、これは、先ほど申し上げた杉並第十小の温水プールの教室も含まれておりますので、当該施設の利用満足度について図れるものと考えております。

続きまして、スポーツ推進計画をご覧いただければと思います。

こちらは、スポーツ・運動が、区民により身近になることで健康維持に役立ち、さらに地域のつながり・交流に結び付くよう、スポーツ推進計画「健康スポーツライフ杉並プラン」を推進するということになってございます。

こちらは、活動指標としましては、スポーツアカデミー参加者数、ユニバーサルタイム開催回数ということで、スポーツアカデミーのほうは、人数で実際

の実績を出しております。ユニバーサルタイムについては、開催回数を指標としておりまして、いずれも増加傾向にございます。

2点目、成果指標につきましては、成人の週1回以上のスポーツ・運動の実施率ということで、こちらは、先ほどの施策評価と同じ指標でございます。2点目、ユニバーサルタイムの参加人数、こちらは、ユニバーサルタイムの開催回数が増えてございますので、それに準じて、応じて、参加人数のほうも年々増えているところでございます。

続きまして、体育施設の維持管理をご覧いただければと思います。

こちらは、施設を常に良好な状態に保ち、すべての区民にスポーツ活動の場を提供することを目標としております。

こちら、活動指標、成果指標はございません。

続きまして、最後になります。下高井戸おおぞら公園スポーツコートの整備をご覧いただければと思います。

下高井戸おおぞら公園の多目的スポーツコートの管理棟（パークステーションⅡ）が完成し、利用が開始されるということで、こちら、現在、工事をしております、順調に進んでおります。令和8年秋頃に全面開園を予定してございます。

こちら、活動指標としましては、設計進捗率と工事進捗率を載せております。指標としましては、管理棟（パークステーションⅡ）の設計の進捗状況と建設工事の進捗状況ということで、こちら、パークステーションⅡにつきましては、来年の2月頃完成予定というふうになっております。

説明は以上でございます。

○奥会長 はい。ご説明ありがとうございました。

それでは、西出委員からご質問等をお願いしたいと思います。

○西出委員 はい。ありがとうございます。

それでは、事業ごとにお伺いしたいことがありますので、よろしくお願ひいたします。

一般的に、福祉の問題とか教育の話というのは、指標化するのが極めて難しいところがあるので、フォーマット上書かないといけないところの中で苦慮なさっているんだろうなというところは、前々から感じ取らせていただいている

ところです。

それで、質問のNo.1、No.2というところで、同じような質問をさせてもらっています。まず、1のほうからですが、生涯スポーツ振興事業ですね、こちらの指標の整合性の話をお伺いしましたところ、やはりなかなか難しいという回答を頂いております。私も、それについては難しいなというところは、同意しているという言い方がいいのかどうかは分かりませんが、そうだろうなとは思っております。

したがって、これは、ここで言う話でもないですけども、成果指標に関しての考え方は、あまり無理して評価シートに書いて、区民の皆さんに見てもらって、違和感を感じるようなことがないようなことも考えていく必要があるのでないかなと思っています。

なぜ、そういうことを言うのかというと、理屈を言うと、あくまでも成果を達成するために様々な活動をしているんだという理屈の中で質問させてもらうと、成果指標の表彰者の数字みたいなものとか、ボランティアの数字みたいなもの、この数字を、達成率と書いてありますから、高めるというところを示唆することになろうかと思うんですが、そういうようなことを高めるために、この事業がなされているのかどうかと。この点を少し教えてもらいたいと思います。

まず、これについて、ご意見等々賜れたらありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

○奥会長　　はい。ご回答をお願いいたします。

○スポーツ振興課事業係長　ご意見ありがとうございます。

今のご質問で、ボランティアと、それから、栄誉章の受章者が成果、それを目指しているのかということですけども、ボランティアに関しましては、この生涯スポーツ振興事業の各種事業の中で、可能な限り、区民のボランティアを募集するように工夫をしておりまして、スポーツに参加者として関わるだけではなく、ボランティアやその他もろもろ多様な形で関わるということを目標にしておりますので、それは成果として考えてもいいのかなと思っておりますが、栄誉章の受章者に関しましては、おっしゃるとおり、こちらから何か働きかけをして、例えば、都大会、全国大会で優秀な成績を収めるわけではないので、

そこを成果としては非常に言いにくいというところは、おっしゃるとおりかな
と思っております。

○スポーツ振興課長 西出委員、ありがとうございます。

冒頭に、指標化は難しいというお話しいただきましたけれども、今回、こう
いった機会を頂いて、活動指標、成果指標のこの因果関係ですとかを考えたと
きに、確かに難しい問題があるなと思って、改めて、今、スポーツ事業をどう
いうふうに区民の方に分かりやすく、どういう活動をしたらどういう成果につ
ながるかというのを考えるきっかけになっていまして、だからといって、別の
良い指標が見つかったわけではないんですけども、今回、こういったご質問を
頂いて、課内でも検討するいい機会を頂いたと思っております。

○西出委員 はい。ありがとうございます。

前半、冒頭で申し上げたとおり、指標がおかしいとか、おかしくないとかの
議論をしたいわけではないので、重々難しい中で選ばなくてはいけないとい
うことになっていたとしても、やはり読み手側が納得してもらえるようなもので
あれば書いたらいいなとは思うけど、何であるの、こんなのというふうに思
われるなら、書かないほうがいいよなとか思ってしまうわけですよということで
すね。だから、ボランティアを巻き込むというのは、当然、大事な話とい
うことで、説明なさっているときは当然分かるのだけども、文章として読むと、ボ
ランティアを増やしていくために、この事業があるわけじゃないですよねと。
もっとほかに目的があるのではないというふうに見えてはしまいますよね、
2つしか指標ないから。

そういうのを考えた上で、いろいろとご苦労なさったのだろうなと思いなが
らも、無理なところは無理はしないで、出すのであれば、区民が読んで、特に、
ぴんときていても解釈違いするところがあるのですね。前回の会議であったの
ですけど、私も、思っていることとここの言葉の定義が違うなというのがあつ
たりするので、できる限り分かりやすい形で、区民の方が、こういうことのた
めにやっているなと思える指標があるのであれば、立ててもらえるのがいいか
なと思います。

2つ目が、財団の助成ですが、これも、指標が難しいのだろうなということ
が大前提で、話を少し伺いたいのは、まず、この助成をする際に、どこまで財

団側にオブリゲーションといいますか、ここまで達成しなさいということを求めているのか否かということは、どうでしょう。あるのか、ないのかということになりますかね。こういうことを少し教えてもらいたいというのが1点目。

2点目が、成果指標の1個目、運動・スポーツをしていない人の割合、これは減っていくから、いいことだろうなと思うわけなのですが、後ほど出てくる、スポーツ推進計画のほうを見ると、成果指標に成人の週1回以上のスポーツ・運動実施率の割合が減っているわけですね。単純に見ると、スポーツしていない人は減っている、すなわち、スポーツしている人は増えているのだけども、週1回スポーツしている人は減っていると、意識調査では。あえて、こういうのを成果指標として掲げているので、質問といいますか、どう考えたらいいのかということをお伺いしたいのですけども、どれだけの意味があるのかと、この2つの指標を上げることが。それについてのご見解をお伺いしたいということですね。

もう1個もついでに言うと、利用者満足度はもちろん大事なんだけども、利用者満足度を上げるために活動しているのかという、先ほどの話に近いですけどね。そういうところもどうお考えなのかという点、成果指標の件について、お聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○スポーツ振興課計画推進担当係長 質問いただいたうち、1つ目の、スポーツ振興財団のほうにどこまでこの目標を、毎年、求めているかというところだと思うのですが、当然、この事業の評価にこうした目標数値を掲げているというところは、共有をしていますので、一定程度意識はしていただいているところかと思います。特に活動指標のほうについては、財団のほうで、例年、予算見積りをする際に、細かく1個1個の事業を積み上げて、どの規模でどの事業をやるというのを計画してもらっていますので、一定程度、財団とスポーツ振興課のほうで意見交換しながら設定しているものになります。

また、成果指標の運動・スポーツをしていない人の割合というところについては、西出委員からお話があったように、スポーツ推進計画のほうで掲げる成人の週1回以上のスポーツ・運動実施率というところ、ある意味、逆の数値といいますか、完全に真逆の裏を全て取っているわけではないのですが、区民意向調査の同じ質問項目の数値を取っているところがありますので、ここは、正

直、両者の指標の違いというところは、明確な理由というのはなかなかお答えが難しいところかなと思っています。

殊、スポーツに関しては、なかなか指標のバリエーションを持たせるのが難しいというところもあって、この成人の週1回以上のスポーツの実施率、やっているか、やっていないかという切り口の違いはありますが、ここについては、特に、事前のご質問票にお答えしたとおり、国や東京都でも同じ切り口で指標として使っているところがございますので、当課としても、区のスポーツがどれだけ普及していて、それが区民の健康につながっていくものですから、非常に重要な指標と思っています。こうしたことから複数の事業や施策の指標としても使用しているというものでございます。

あとは、最後、ご質問の利用者満足度のところ、こちらについては、確かに満足度が全てではないとは思っているのですけれども、杉十小の温水プールの施設になりますが、そこを使っていただいて、非常に使い勝手もよくて、すごくいいなというご感想を利用者の方がお持ちになられたら、それは継続的な利用につながっていくものと思います。そうすると、まさに先ほどの指標で掲げる週1回以上のスポーツの習慣化につながっていくものだと思いますので、そういう意味で、施設の利用者満足度というのは非常に重要なふうに考えております。

○西出委員 はい。では、もう少し教えてください。

1個目の話ですが、オブリゲーションの話は、活動指標は分かるのですよ。助成するときに見積りを見るから。成果指標をどこまでこちらの財団に求めているのかということで、お話を伺いしたかったというのが1点目の話。

2つ目の話は、矛盾が生じたときにどのように考えるのかということなのでよね。スポーツをしている人が増えているという指標が一方でありながら、片方では、週1回と成人というふうに制限はあるとしても、数字としては下がっている場合があると。このような場合には、どのようにお考えになるのかと。考えようはないという答えになるのかもしれないが、指標として挙げる以上は、この指標をどのように使うのかというところは考えていく必要があるであろうということを前提に聞かせてもらっています。

利用者のほうも、上がっていればいいのだけども、これをどのように、この

指標をPDCAの中で動かしていくのかというところまで考えて挙げているのかと
いうところを知りたくて、質問させてもらったということです。

今、3つ申し上げましたが、全てについてお答えなさることは特に結構な
で、なかなか指標の話はほんと難しいものですから、回答できる範囲内で何か
コメントを頂戴できたらと思います。

○スポーツ振興課計画推進担当係長 ありがとうございます。

1つのご指摘の成果指標の話、どこまで財団に求めているかというところ、
正直、特に1つの運動・スポーツをしていない人の割合については、当然、
財団の活動が全てで、結果が出るわけではないといったところはもちろんござ
いますので、財団だけではなくて、区やいろんな関係者と協働して目指すべき
ところということで、この計画値の15%というところを定めているのかなと思
います。なので、具体的に毎年財団にここまで求めているという部分でいうと、
事情としては違うというふうになってしまふかなと思います。

利用者満足度のほうについては、1つの目安として、当然、満足度が高けれ
ば高いほうがいいというところはもちろんございますし、あとは、財団以外で
民間事業者の指定管理者が運営している施設も同じ調査をしてございますので、
その状況とかを見つつ、やはり85%程度は所管課としてあったほうがいいか
なというところで設定をしているので、これをもちろん超えてもらうように努
めていただきたいといったところはございますけれども、例年の予算の見積り
とか計画に、直接関わるものというよりも、そこを目標値として目指していっ
ていただきたいという姿勢のところかなと思っていますので、そういう意味で
は直接、予算の見積りの積み上げにつながっているわけではないのかなという
ふうには思っています。

それと、もう1点だけお答えしたいのは、指標の2つ目のご指摘で、運動・ス
ポーツをしていない人の割合のところ、確かにおっしゃるとおり、一方では数
値がよくなつて、一方では数値が若干ですが悪くなつていていたところは
ありますて、これについては、当然、まだスポーツを習慣化するまでには至つ
ていないけれども、ちょっとでも興味を持って、スポーツを単発で年数回だと
か月に1回程度だとかというレベルでやる人が増えたのかなという結果だと受
け止めておりますので、区のスポーツ推進計画においては、行動変容ステージ

理論というのを使って、できるだけスポーツをまだ無関心な人が月1回とか年1、2回でもいいからやってもらうというところのステージにまず上がってもらう。それから、そういった方が習慣化してもらうような継続タイプというのですけど、習慣化するようなステージに上がっていってもらう。そういった段階を踏んでいくために、いろんな事業を計画立てて展開しているところがございますので、そういう意味では、区のスポーツの普及の度合いが若干は進んでいるのかというふうに認識はしているところでございます。

○奥会長 はい。補足がありますね。

○スポーツ振興課長 ありがとうございます。補足で。スポーツ振興課長の田森です。

鋭いご指摘ありがとうございます。

スポーツ推進計画のほうですけども、この成人の週1回以上というところでですが、スポーツ推進計画の中で、取組方針というのが3つ大きくございまして、1点目が子ども、18歳未満のスポーツ・運動の遊びの推進、2点目が大人、18歳以上のスポーツ・運動の推進、取組方針の3として、誰もがスポーツに親しむことができる環境づくりと。大きく取組方針が3つあるのですね。その中で、特に取組方針2は、先ほど係長が申し上げたように、場合分けをしていまして、4つに場合分けしています。例えば、無関心タイプ、初めから無関心、スポーツに関心がない人にまず興味を持つてもらう、スポーツのきっかけづくり。2点目が実行間近タイプということで、始めよう、身近な場所でと。3点目が時々タイプ、時々、スポーツはしているけども、そういった方にいかに継続してもらうか。4点目が継続タイプで、常にスポーツをしている方にどういうふうに運動してもらうかと。こういった場合分けをして、しっかり取組をしようということで、かなり重点的に置いています。

ですので、スポーツ推進計画の中では、こういった週1回以上というところを指標として使わせていただいておりまして、財団のほうは、確かにご指摘、鋭いなと思いながら聞いておったのですけども、財団のほうも、かなり幅広く、障害者スポーツもやっていますし、子ども向けの事業もかなりやっています。大人向けもやっているということで、満遍なく多くの方にあらゆる世代、性別の方にスポーツをやっていただきたいということも込めて、少しでもスポーツをしている人の割合が増えるようにと、そういったことで、指標を設定したの

かなというふうに思っております。

○西出委員 はい。ありがとうございます。

冒頭と同じ話になりますが、なかなか指標を出すのは難しい話なので、そういうところを、計画のほうで細かく書かれているところは、なかなか評価シートのボリュームの中で反映させていくのも、当然、難しいところがあろうかなとも思います。とはいえ、読む側は、その辺、配慮しないというのも、存在するよく分かっていないところがありますからね。簡単に言えば、ある意味、参考指標みたいな形で持つておいたほうが、成果指標というよりもしつくり来るところがあるのだろうなというふうに感じるところではありますので、その辺りは、フォーマット上、仕方ないのでしょうけど、成果指標という言葉にこだわらないほうがいいような議論をしたほうがいいかもしれませんね。

ありがとうございます。

続いて、今の話があったスポーツ推進計画のほうですけども、これは、ユニバーサルタイムというのに少し引っかかったのですが、質問票にも書いたのですけど、参加人数を増やそうと思ったら、開催回数を増やせばいいのではないかという話が前提として成り立つのであれば、これは、幾らでもお金さえ出せば、簡単に言えば、予算をつければ、増えるのではないのというふうに単純に考えてしまうわけでございまして、計画上、大事な話なのだとは思いますが、この評価上の文脈でいうと、どうなのかなというのが1点と。

2点目は、このユニバーサルタイムに対象となる方々の数というのはどのぐらいあるのかなと。これを教えていただけませんでしょうか。この2点です。

○スポーツ振興課計画推進担当係長 ご質問の1つ目については、質問票にお答えしたりにはなってしまうのですが、確かに、ご指摘の部分はもっともで、開催回数が増えれば、当然、比例的に参加者数も増えていくといったことは確かで、重複しているという部分のご指摘は、今回、改めて気づいたところでもあるので、今後、それは検討すべき部分もあるのかなというふうに思っています。趣旨としては、お答えしたとおり、それぞれ開催回数を徐々に、令和4年度から新たにスポーツ推進計画の策定に基づいて、新規で始めた事業で、障害者スポーツの取組というのを重点的に今後進めていこうというところがございましたので、そういう区の姿勢といいますか、拡大していくものというところを見

せるといったところも含めて、開催回数と参加者数としています。開催回数を増やすことは確かにお金があればできるのですが、参加者数というのは、1回の開催の中でも、どれだけたくさんの方にご参加いただけるかといったところも、現状、事業の課題になっている部分もございますので、そういった意味では、両方の指標を載せるというところは意味あるのかなというふうに思っているところでございます。

ご質問の2点目の、いわゆる事業の対象者数がどれだけいるのかといったところですが、この事業は障害のある方、それも、その重さや程度、障害の種類、知的、精神、身体、障害の種類にかかわらず、幅広く障害をお持ちの方がなかなかふだん体育施設になじみがなくて、行き方も分からぬし、利用しにくいといったお声を受けて、健常者の方と同じような運動、走ったり歩いたりとか、ボール遊びをしたりとか、そういうものを気軽に、しかも、予約不要で参加できる時間をつくりましょうということで、新たに始めた事業になります。対象の方というのは障害をお持ちの方全般ということにもちろんなってしまうので、それには障害者手帳を仮にお持ちでなくとも、少し体に不自由な部分があったりする方も、当然、そういった趣旨には合致するかなと思いますので、正確な対象者数というのをちょっと把握するのがなかなか難しいかなといったところがございます。

○スポーツ振興課長 補足でよろしいですか。先ほど、ユニバーサルタイムですけども、こちら、今年度でいいますと、区内の3つの施設で、28回予定をしております。もう既に半分以上実施しておりますけども、このユニバーサルタイムのよさですが、障害者当事者の方にいろいろお話を聞きしますと、各体育施設で、例えば、団体であれば、貸切りですとか、一般使用で、例えば、プールが利用できるとか、バドミントンという種目であれば、バドミントンを自由にできるのですけども、なかなか健常者がいる中に入っていくのは難しいという話をよく聞いております。

あとは、ユニバーサルタイムをやっていてよく思うのが、例えば、雨の日ですと、利用者の方がすごく減ってしまいます。といいますのも、障害当事者の方からお話を聞くと、やはり外に出るということ自体が、すごく大変で、こういうユニバーサルタイムという、限られた2時間の枠の中でいつでも来てくだ

さいということでご案内していますけども、それがあることで安心して行けると。例えば、予約していかなきやいけないとなると、かなりおっくうになるから外出が難しい。ただ、2時間の枠の中で、例えば、後半の1時間だけでもいいし、ちょっと行って、5分、10分だけでも少しでも体を動かすだけでもいいということで、非常に障害当事者の方やご家族の方からかなり評価の高い事業になっています。

対象者ということでは、先ほど係長が申し上げたように、障害当事者の方ではあるのですけども、例えば、難病をお持ちの方でも大丈夫ですし、そういうご家族の方とか、一緒に体を動かすこともありますので、実際は、開催回数イコール参加者数、今、増えていますけども、例えば、雨の日だったり、ちょっとした理由で、その日は減っていたりとか、いろいろありますので、そういう意味も込めて、開催回数は可視化することによって、まずは、障害当事者の方の居場所ではないのですけども、体を動かせる場所を増やしたい。そういったことで、開催回数を増やして、参加人数というのは、そういった1つのパロメーターではあるのですけども、健常者と違った事情で参加人数が結構まちまちなこともありますので、計上しているというところになってございます。

○西出委員 はい。ありがとうございます。

もちろん両方測定していくことを何ら疑問視するわけではないので、なさつていっていただくことが大事だなと思っていて、1つ思ったのは、やはり対象者がどのぐらいだと、具体的にどういう人たちにおいて、こういうことに参加するのかというところをなさっているのだとは思いますけども、タイプ別によって、こういうのが参加しやすい傾向のあるタイプがあるとか。そういうのを踏まえた上で、事務事業の改善につなげていくという意識を持って数字を見ていくのであれば、非常に意味があるのだけども、ただ傍観的に増えたね、減ったねになってしまふと、成果指標として挙げるのはいかがなものかなというようなところがあります。

これは、いい、悪いではなくて、数字を管理していく上で、どういうターゲットが想定されて、そのターゲットにどれだけの対象者数がいらっしゃって、そのターゲット層において、どのようなスポーツに対してはアクセシビリティが高いとかというところまで話がいくと、美しいかなと。

ただ、僕もこうやって言うのは簡単だと分かっておりまして、これをして、またお仕事の時間が増えてしまうので、なかなか申し上げにくいかなと思ってはいるのですが、こういうサービスというのは、質の問題が結構関わってくると思うのですね。だから、質の良し悪しで、対象者の皆さんのが参加率なり、それに対するオーナーシップというか、芯を打っている気持ちというものが変わってくるので、あえて申し上げているというふうにお考えいただけたらいいかなと思います。

あとは、質問No.4、5号に関しては、評価がなされている文脈を前提にすれば、情報提供を区民に積極的にしていくという意図を持ってなさるのはよくて、あまり指標はここではこだわらないほうがいいかなというところを、下高井戸のほうだけあったのですかね。

○スポーツ振興課長 はい。そうです。そのとおりです。

○西出委員 そうですよね。

そういうところをコメントとして付して、私としては、これにて、一旦終わらせていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

○奥会長 はい。ありがとうございます。

○スポーツ振興課長 西出委員、ありがとうございました。

○奥会長 はい。

それでは、ほかの委員からも、ご質問等がありましたら、お受けしたいと思いますので、いかがでしょうか。

今回、スポーツ振興財団につきましては、評価対象外ではあるのですが、直接、財団等評価では、今回は取り上げないということになっておりますけれども、毎年、評価票は当然作られているかと思います。それで、評価票のほうの事業評価指標は、先ほど、ご指摘が西出委員のほうからありました、今回のこの事業評価シートの7ページにあります活動指標、成果指標、これと同一のものなのか、それとも、別の指標が、そもそも事業評価指標としては、財団については、それ以外のものが設定されているのか、そこはいかがですか。先ほど、スポーツ振興財団に何を求めていたのかというご質問との関連で、確認させていただければと思います。

○スポーツ振興課計画推進担当係長　はい。事務事業評価シートで使っている指標のうち、利用者満足度については、そのまま同じ指標を経営評価の事業評価指標に使っております。また、運動・スポーツをしていない人の割合については、これまた別の事業で使っている成年の週1回以上のスポーツ・運動実施率の数値のほう、実施している率等を経営評価の事業評価指標で使っております。また、活動指標の中で、教室等の参加者数については、これもやはり同様の数値を各種事業の参加者数ということで、経営評価でも使っております。

事業の開催数のほうは、直接、評価指標には使ってはいないところですが、経営評価ですか財団の団体としての事業報告とかにも明記しているものでございます。

○奥会長　　はい。この7ページの事業評価シートに載っているもの以外で、指標としているものがそもそもあるかどうかというところですが。

○スポーツ振興課計画推進担当係長　はい。当然、経営評価のほうについては、指標を設定するところはもちろんあるのですけども、事務事業評価シートに載っていないものと、スポーツ関係団体の育成支援及び指導者養成の事業のほうの参加者数ですか、財団のほうで発行している「マイスポーツすぎなみ」という広報誌がありまして、そちらの発行部数ですか、あとは、区から受託する事業の参加者数ですか、それから、施設の杉十小の温水プールのほうになりますけれども、施設の利用率や利用者数といった指標も設定してございます。

○奥会長　　はい。ありがとうございます。

よろしいですか。

田渕委員、どうぞ。

○田渕委員　はい。いろいろご説明ありがとうございます。

まず確認をさせていただきたいのが、5ページの成果指標の1つ目で、成果指標の参加者数と、スポーツ栄誉章の被顕彰者数ですか、これと指標説明がイコールではないですよね。何かよく分からないです。参加者が全て表彰されているのか。ここでは何を提示したいのかがちょっと分からぬというのが、まず1点です。

○奥会長　　はい。お願いします。

○スポーツ振興課長　はい。スポーツ振興課長です。

分かりにくく申し訳ございません。活動指標にあります各種生涯スポーツ事業というのが、こちら10事業あります。例えば、中学校の駅伝大会ですとか、中学生の台湾の交流野球ということで、隔年で台湾に行ったり、杉並区にお招きしたりということでやっている事業があります。その中に、スポーツ栄誉章という事業も1つ入っているということなので、この事業10個の中の1つがスポーツ栄誉章の事業が入っている。スポーツ栄誉章というのは、区民を対象にしていまして、年によって、ばらばらですけども、例えば、昨年度は50名の方が受章されたりしています。あとは、年によっては、100名、200名近い受章もあります。といいますのも、例えば、団体でアメリカンフットボールですとか、野球で好成績を残して受章されるということもあるのですけど、そういうった場合、チームで、30人、40人という場合、非常に受賞が多くなるということもありますので、そういうた事業とスポーツ栄誉章被顕彰者数ということで、一応、関連はしているということになってございます。

○田渕委員 　というと、ダブっているということですよね。要するに、各種事業、10事業の参加者の中に、被顕彰者がいらっしゃるということですか。そこが分からぬいです。

○奥会長 　違うのですね。どうぞ、ご説明ください。

○スポーツ振興課事業係長 　はい。説明いたします。

実際は、カウントの仕方としては被っておらず、例えば、親善野球大会ですと、参加者数をまず足します。それから、スポーツ栄誉章に関しては、受章者を足します。なので、様々な事業の参加者数、プラス、栄誉章に関しては、参加者数という言葉が適切でないので、受章者数にして、全部、被らずに足し上げた数になっておりますので、日本語的に分かりにくいということかなと思います。

○田渕委員はい。これは分けたほうがいいと思います。これは、1つにするのではなく、ここを提示したいということであれば、成果指標として妥当かどうかというのは置いておいて、指標自体は分けないと分からなくなってしまうかなと。数字が混乱してしまうかなと思います。

それが1点目と、この事業に関して、最大の課題がスポーツ推進委員の確保なのかなと思ったのですね。後ろのほうの課題の分析とか、そういったところ

にも書かれているのですけれど、であるならば、例えば、スポーツ推進委員の充足率ですか、50人中、今、22人だったかと思うのですけれども、半分もいっていいないということを示して、これを増やしていくにはどうしたらいいのかというのが活動指標になってくる。課題解決のためには何をすべきなのか。推進委員が増えれば、スポーツ振興事業もうまく回っていくということであるならばですけれども、そういったところから見ていくのも1つの視点かなというふうに思ったところです。

あと、先ほどから、運動・スポーツをしていない人と、あと、週1回している人という指標ですけれど、これは、私の個人的な意見になるのですけれど、事業の成果指標としては大き過ぎて、この事業だけでどうにもならないものですね。先ほどお話しされていましたけど、この事業を実施した結果として、スポーツする人が増える。であるならば、施策ですよね。施策の指標としてはいいと思いますけど、事業のところには、事業で改善していくところを見ていったほうがよいです。大き過ぎると、何していいか分からなくなってしまうので、そういった視点で、もう一度、指標を整理されるといいかなと思います。

あと、もう1つ気になった指標が、施策評価指標のところの健康であると感じている区民の割合。健康に関わる要因はスポーツだけではないですね。スポーツをしていない人でも健康な人はいますよね。スポーツという施策があり、あとは健診とか、生涯学習で生きがいある人とか、いろいろありますよね。そういう中で、健康ってできてくると思うので、もう政策のレベルになっているのかなと思うので、施策レベルとしてはちょっと大きいかなというふうに思ったところです。

参考指標として数値を捉えて、そこにスポーツがどう関わっているのかという視点で見る部分においては、有効な指標だと思うのですが、成果指標という形にしてしまうと、この施策だけではどうしようもないというところもあったりするので、こうした観点で、もう一度、見直していただくといいのかなと思ったところです。

○奥会長 はい。何かご回答ございますか。

○スポーツ振興課長 ありがとうございます。

非常に鋭いご指摘ですので、課に持ち帰って、しっかり検討してまいりたい

と思います。ありがとうございます。

○奥会長 ありがとうございます。

ほかはいかがですか。よろしいでしょうか。

西出委員もよろしいですか。

○西出委員 はい。ありがとうございます。結構です。

○奥会長 はい。分かりました。

それでは、少し時間が早いですけれども、施策29につきましては、以上とさせていただきます。

所管課の皆様、お忙しいところご出席いただきまして、どうもありがとうございます。

○スポーツ振興課長 本日はありがとうございました。ありがとうございます。

(施策29 : 所管課職員退室)

(休憩)

(再開)

(杉並区社会福祉協議会及び所管課職員入室)

○奥会長 それでは、皆様おそろいのようですので、始めさせていただきます。

社会福祉法人杉並区社会福祉協議会のヒアリングとなります。まずご説明を7分程度でしていただきまして、その後、43分程度で質疑応答ということで、全体で50分を予定しております。

では、ご説明をお願いいたします。

○杉並区社会福祉協議会事務局長 はい。それでは、説明をさせていただきたいと思います。杉並区社会福祉協議会の、4月から事務局長を担っております疋田恵子と申します。よろしくお願いいいたします。

それでは、本日財団等経営評価の概要版もお手元にあるということですので、こちらの枠組みで少しご説明をさせていただきたいと思います。

まず前回が令和元年にこの外部評価をしていただきまして、その間のことについて、少し補足しながら進めさせていただきます。まず令和4年に創立70周年を迎えて、令和7年度は73年目というような、今、実績の過程でございます。

事業内容ですけれども、前回の外部評価を受けた後の事業変化としましては、

令和元年度から基金を基に、子ども食堂等、全ての子供たちが健やかに育つことを支える活動を支援する子ども支援活動費助成事業を開始しております。概要としては規模が小さいものですから載っていないのですけれども、そういういた事業を新規に始めております。また、ささえあいサービスにつきましては、定期活動、人と人がつながって地域の中での助け合いの関係を築くというのが狙いにございますので、定期活動を前提としてございましたが、活動者の生活変容もございまして、単発の内容で依頼を受けるというマッチングも開始しております。単発のサービスということでスタートしました。

それから、杉並区の地域福祉施策でございます地域支え合いの仕組みづくり事業、こちらは地域福祉コーディネーターの配置ですけれども、当時1名だったものが、この間で3名の配置ということで、受託事業の拡充となっております。

それから、生活福祉資金でございますけれども、こちらは東京都社会福祉協議会からの受託事業になるのですが、コロナ禍に特例貸付というものが創設されまして、その貸付けの償還の事務ということもございます。当時拡充した体制で、今も事業実施をしてございます。同時に、当時コロナ禍の影響を大きく受けた生活困窮者等自立支援事業、これは区の受託事業ですけれども、こちらのほうも体制を拡充して、今サービスの継続をしてございます。

そういう意味で言うと、この間は受託事業が若干多くなってございまして、事業規模は1億ほど拡充して、8,000万円程度が受託事業の拡充となっております。また、その拡充の内訳としましては、ほとんどが相談援助とか人によるサービスでございますので、人件費がほぼその内容となっております。

また、コロナ禍に大きな影響を受けました地域の集いの場、きずなサロンにつきましては、ほとんどのサロンが令和7年度には再開をし、ただ、終了、解散した会もございまして、7割程度までの参加に戻ってきております。新しい会も設立は進んでいます。

事業分析にございます主な評価指標としての事業について取り上げているものは変更してございません。こちらの中では、地域福祉権利擁護事業及びささえあいサービスについては、高齢化社会はますます超高齢化社会となるに向けて、在宅で暮らし続ける福祉の方針、それからニーズ量は維持されるという見

通じで進めてきておりますけれども、実績については、昨年度を参考に掲げたものには未達という形になっております。また、福祉なんでも相談については、公的窓口に相談する前に、自分の中の困り事を整理したい、身近な方に少し話を聞いてもらいたい。そういう役割を担うために地域に出向くことで、出張の取組を増やして取り組み、微増となっております。

定量評価の経営分析のほうですけれども、こちらにつきましては、支払いの流動資産の保有している部分が不足してしまって、固定資産の取崩しをしたものが一昨年、昨年はその積み戻しをしたことで、分かりにくくなってしまっているのですけれども、その4,500万を取り除いた形で評価した場合は、管理費比率の削減率、今マイナスが立っているのですけれども、これは個票のほうを見ないと出てこないのですけれども、そちらについては7.1%好転という形になっております。

定性指標の経営分析につきましては、前回ご指摘を頂いております目的適合性において未達が多い結果なのに、Aと出るのはいかがなものかということをご指摘を頂いているのですけれども、事業目標の設定方法の妥当性については、今回の令和7年度も未達が多くなってしまっているところでございまして、住民主体の活動の成果の表し方等、外部の方も交えた委員会でご意見を頂きながら、精査に取り組んでいるところでございます。

総合評価にございますとおり、事業評価といたしましては2つの中期計画を着実に推進していくということがまず重要でありますと、住民主体の居場所づくりと専門職としての個別課題、地域課題をつなぎ対応していくコーディネーターの拡充、また、分かりにくいと常に言われてしまう社会福祉協議会が見えやすくなるように、地域に出向く相談会等を取り組んできたということを事業評価しております。

経営評価としましては、広報活動の強化ということで、ツールの拡充であるとか基盤の整備をいたしました。重ねて、福祉環境の変化は非常に大きい制度の変更がございますので、人材育成に力を入れていくということで、人材育成方針の策定と、その1年目ということで取組を開始したところでございます。

雑駁ですけれども、説明は以上になります。

○奥会長 はい。ご説明ありがとうございました。

それでは、こちらにつきましては私が担当委員になっておりますので、まず私のほうから質問など確認事項等についてさせていただければと思います。

まず質問票を事前に出させていただいておりまして、それに対してのご回答をどうもありがとうございました。質問のNo.1ですけれども、成果指標の再精査、外部の方も入れて今検討中ということですけれども、それに対して具体的にどういったことを検討されているのか教えていただきたいということで、ご回答を頂いておりますが、このご回答を読んでも、なかなか実際にどういった指標を検討されているのかというところが分からぬものですから、もう少し詳細をご説明いただけますでしょうか。

○杉並区社会福祉協議会事務局長　はい。こちらにつきましては、まず中期経営計画を具体例に申し上げますと、大きく3つに分かれまして、具体的に、1つには人材育成を柱に掲げているわけですけれども、私どもの人材育成の取組が職員にとってどうなのか。これまでアンケートを具体的に取って、今の育成の社内環境はどうかということを数値化して質的評価をしたことがなかったものですから、そういうものにも着手をして、第三者の方にも、今こういう状況で、職員もこう考えているので、どういう取組が必要かというふうに説明ができる状態をまずはつくっていきたいというふうに考えております。

また、事業評価に関しましても、地域福祉活動計画については区民の参加というものを私ども進めていく事業がほとんどですけれども、例えば講座をした後に、地域活動につながれたのか。講座に参加というのは活動指標として表しやすいものなのですが、やはりその後に実際の参加につながることが重要と考えた場合に、今、その後の取り方、この行動変容につながったのか、そういうところが数値化ができていないところがございまして、どのようにしたらそういうものを表せるかということなどを検討しております。

○奥会長　　はい。分かりました。大体いつ頃までにその検討を終えて、具体的なご評価の段階に入れるかという目途はありますか。

○杉並区社会福祉協議会事務局長　今年度の見込みで、今年度末に中期計画の評価委員会がございまして、そこには間に合うようにお示しをしたいというふうに考えております。

○奥会長　　新しい指標を使って、来年度から実際に状況を把握していくという、そ

ということになりますか、予定では。

○杉並区社会福祉協議会事務局長 一応その指標でいいのではないかとご意見を頂けましたら、そういうふうに具体的に進めていけたらと考えております。

○奥会長 はい。分かりました。ありがとうございます。

それでは、2つ目の質問ですけれども、区民や地域活動者を対象に継続的にアンケートを実施されていて、ニーズ把握、課題解決のためのアプローチに活かしているということですが、具体的にどういったアンケートをされていますかというふうにお尋ねしましたところ、別紙の1と2というのをご提供いただいております。こちらのアンケート、そもそも実施主体が誰で、どういった方々を対象に、どれぐらいの規模でアンケートがされたのかというアンケートの設計自体の情報が全くないものですから、これは区民意向調査とはまた別にされているということですか。

○杉並区社会福祉協議会事務局長 はい。区民意向調査は一般的なアンケート評価の手法が取られているかと申しますと、実際のところは、出張相談会ということで、私ども地域区民センターや地域のイベントに出向いて、ブースを設けて、そこに来場している方に声をかけて、ヒアリング調査のような形でアンケートした結果を蓄積しているものになります。よって、一斉の時期に、何件で何%回収というようなアンケート方法ではなく、出向いた先で把握をしていくことを重ねているものになります。なので、昨年間の1年間、6回ほど地域に出向いて、声をかけてヒアリングした内容がこのアンケート年間報告というものになっております。主体は私ども杉並区社会福祉協議会、職員が聞き手となって、QRコードを促して入れ込んでいただいているというようなやり方を取ってございます。

○奥会長 はい。分かりました。令和6年度は6回ですね。出張相談会等、6回。

○杉並区社会福祉協議会事務局長 今、資料のところのイベント、表紙の棒グラフのところです。右側に。10回……

○奥会長 9回ですか。

○杉並区社会福祉協議会事務局長 9ですね。申し訳ございません。9回です。

○奥会長 はい。9回ですね。9回で227名の方にアンケートに答えていただいたということですね。分かりました。これは令和6年度の結果ですけれども、これは毎

年実施されているのですか。

○杉並区社会福祉協議会事務局長 令和6年度から開始したものになります。

○奥会長 令和6年度からですか。

○杉並区社会福祉協議会事務局長 はい。令和7年度は継続してやってございます。

○奥会長 はい。分かりました。この結果で、子育てや1人暮らしで不安を持たれている方とか災害時に不安を抱いている方、それから病気等を患っていらっしゃって、何かグリーフサポートにつながるようなコミュニティーがあればいいなという様々な声を拾い上げることができたという、成果が見られるところかと思いますけれども、それが実際に、どのようにこの社協の活動に生かされていくということになるのか。そのビジョンといいますか、お考えをお伺いできればと思います。

○杉並区社会福祉協議会地域支援課長 はい。このアンケートですけれども、令和6年度から杉並社協地域福祉活動計画というのがスタートしておりまして、その一環でこのアンケートを始めております。狙いとしましては、区民の方の声を直接お聞きするというツールとして使っておりまして、声をかけるきっかけですか、お話をお聞きするきっかけづくりに使っております。そこで皆様からご意見いただきまして、先ほどおっしゃっていただいたようないろいろな不安のお声などを頂戴しました。あとは、居場所があつたらいいですかとか、社会参加の場としての場が欲しいというお声も頂いておりますので、そういうお声を受けまして、その中から、社協としましては、いろいろな方がつながる場が地域に求められているのではないかと職員の中で検討しております。

そして、居場所、どういったものが必要かというところを、これから住民の方と一緒に、ご意見いただきながら、既にある居場所もございますし、新しく、例えば、がん患者の方ですとかグリーフサポートのような、そういうなかなか目に見えにくいような居場所も必要ではないですかというお声を頂いておりますので、そういうテーマに応じたような居場所ですとか、地域の中で行きやすい場所などを考えていくたいと考えております。

○奥会長 はい。ありがとうございます。

それでは、次に移させていただきますが、質問の3につきましてはもう既にご説明いただきましたので、よろしいかと思います。

4ですけれども、こちらも制度の違いと、それから連携については、先ほど在宅医療、生活支援センターのヒアリングの際にもお伺いいたしました、理解できたところでございます。回答の最後に両制度を同時に利用することはほとんどありませんというふうにございますが、先ほど所管課のほうに確認しましたら、これは同時に、重複して使われるということはそもそもないということで確認をしております。

裏面に参りまして、質問No.5ですけれども、こちら、ささえあいサービス事業の協力会員、今後もう少し会員数を増やしていくという、そのための取組として、回答の最後のほうに書いていただいておりますが、働き世代や子育て世代、大学生など、幅広い層の協力を得ていくことが必要だというふうに書いていただいておりますが、こういった幅広い方の協力を得ていくために、具体的にどういった取組をされているのか。そこについてもう少しご説明いただけますでしょうか。

○杉並区社会福祉協議会生活支援課長　はい。このささえあいサービス事業は、事業評価にも書かれてありますように、高齢・障害者を対象とした家事援助、介護、住民が担えるというところを主体にしているサービスではあるのですけども、それを通して地域の中の相互援助関係を構築していくというところを大きな狙いとしております。そこをいかに地域の多様な世代に訴えかけていくことができるかというところを念頭に置きながら、周知、PR活動というのを行ってきてているわけですが、一般的に、区内全域にチラシをまくであるとか、SNSといった様々な媒体を介して募集をかけるということは現行でも行っているのですけども、なかなかリアクションがないといったところが実態です。特にこの大学生とか働く世代というところに、いかに地域に関係性をつくるとか、身近なところで考えられるようなということを感じられるような、この事業に関わっていただいたその先をどういうふうに描いていくかというところを、より具体的に分かりやすいような周知、PRが必要かなというふうに思っております。

今年度もう既に取組をしようとしているところですけども、小さい地域、いわゆる小圏域、町会、自治会の単位であったりとかコミュニティーの圏域というところがあるかと思いますので、そういうところにこの我々職員が出かけていきながら、今申し上げたような狙いと、どういったインセンティブがこの活

動に関わることによってあるのかというところを、チラシをまいたりとか、情報を届けるということだけではない、そういった手法で展開をしていきたいというふうに考えております。まだそのリアクション、具体的な部分というのは、現実的な形で数字にというところには表れてはいないんですけども、よりきめ細かく伝えていくという行為を通じて実施をしていきたいというふうに考えております。

○奥会長 はい。ありがとうございます。例えば大学生で考えた場合に、なかなか地域に社協の方が出向いていらしたとしても、例えば日中そこにいない、地元に必ずしもいるわけではない。働き世代もそうだとは思いますけれども、そういう方々に対してのアプローチ、特に大学生を考えれば、大学に直接赴いていろいろ説明するとか、そういうこともあるかと思うのですが、例えば区内の某大学とかがあるかと思いますけど、そういうところと具体的に何か連携をお考えになっているとか、そういうことはあるでしょうか。

○杉並区社会福祉協議会生活支援課長 具体的なところにはまだ展開し切れてはいないですけども、5つの杉並区内に大学がある中で、まず手始めに1つの大学にチラシをまかせていただいたというところがあります。それで、期間を置いてお邪魔させていただくようなというところは試みようとはしているんですけども、なかなかそこの場面づくりがまだできていないというところがあります。

また、この事業とは関連がないんですけども、災害時に様々な方たちと助け合う仕組み、そういった講座を展開しているのですけども、これも実は区内のある大学で災害の講座を実施するというようなアプローチはしているところであります。そういう切り口をうまくそのルートを使わせていただきながら、地域で支え合うという部分は、こういう認識というか考え方があるということで実践提供をしていくということも、考えられるのではないかというふうに思っているところです。

○奥会長 はい。ありがとうございます。そうか、区内に5つもありましたっけ、大学。数までちゃんと認識しておりませんでした。ありがとうございます。

質問No. 6ですけれども、これは目標管理システムについてですが、例えば具体的な目標設定としてどういった項目が挙げられているのか、教えていただいてもよろしいでしょうか。

○杉並区社会福祉協議会事務局長　はい。シートは個人が書けるようになっているのですが
けれども、事業計画に対して課ごとに目標を設定しまして、課の目標達成するために、係で所掌している事業で何を目指すかという係目標をつくり、その上で個人の目標を立てるというシートになってございます。本人は、どういう事業において何を今年度目標とするかということと、それに伴う自己研鑽、何をするか、そういうことが書けるシートになってございます。

○奥会長　　はい。ありがとうございます。こちらのシートは人材育成方針のほうに入っているわけではないですね。

○杉並区社会福祉協議会事務局長　はい。それは既に要綱で整備をしてございまして、そこでは逆に、目標管理の課題としては、一般的な企業ですと、給料が上がるとか報酬に反映されるとか、目標を達成した場合のインセンティブというものが、民間企業はそういうものが多いということですけれども、そもそも人件費を補助いただき、私どもは自分たちでそれを報酬としてつけるのは非常に難しい財政状況がございますので、職員と人材育成方針を立てるときに、インセンティブはできないけれども、もうちょっとフィードバックを丁寧にやり取りができるのかとか、運用のところで議論は上がりまして、シートそのものの問題というよりは、運用面で人材育成方針の中に記載をしているというような形になっております。

○奥会長　　はい。分かりました。

No.7は人材育成方針についてですので、こちらはもうご提供いただきましたし、今若干ご説明も頂いたので、大丈夫です。

質問No.8ですが、こちら、今後どのように推移していくという中長期的な見通しを持っているかお尋ねしたところですけれども、令和6年度以降の目標をどういうふうに考えていらっしゃるかということで、評価表のほうには、令和6年度、例えば4ページ、事業評価指標の中に、一番右の欄に目標値、目標年度、全て令和6年度となっており、7年度以降はどういうところを目指しているのですか。目標値はそもそもないのでしょうかという、そういう意味でお尋ねしたところです。

○杉並区社会福祉協議会事務局長　はい。すみませんでした。抽象的な回答をしてしまいました。この事業管理に関しましては、地域福祉権利擁護であるとか、高齢化

社会に対して、今までのこの数年の実績と対象者像というところでは、伸びていくというふうに考えております。ただ、その数値的目標というのは単年度事業のところで設定をしながら、今は数年先というのがなかなか設定が難しく、そのような単年度を見ながら、伸びていく可能性があるというところでは、7年度に関しましても1万2,000、変わりないというところで考えております。

その意味では、ここに掲げている事業の地域福祉権利擁護の成果指標も同数ですが、この新規契約は増えるのですけれども、亡くなる方も多くて、そこの見込みが難しいというところです。ただ、高齢化社会の変動としては同数だと考えております。

ささえあいサービスにおきましても、多様な協力の担い手を増やしていくときに、学生さんもそうですけれども、毎週水曜日とか、定期的活動というのは非常に難しいと考えておりますし、令和6年度も実施を始めておりましたが、単発の草むしりであるとか衣類の入替えであるとか、そういった単発の取組から参加を促せるところはあるだろうと考えております。よって、この4,000と250というところをまずは下げずに頑張りたいと思っており、これ以上掲げるには難しいかなと考えております。

そのほか事業に関しましても、今の活動の参加の状況を見ると、若い方の担い手が少ないと、少子高齢化の流れで行きますと、やはり高く設定するのは難しいかなというふうに考えております。

○奥会長 はい。ありがとうございます。今ご説明いただきました内容に私も非常に納得するところでありまして、例えば5年後までにこの数字を達成するというような、そういう性質の指標ではそもそもないので、今ご説明にあったように、年度ごとで大体この経年的な変化を見ながら、この程度だろうというところで数字を設定されているということですので、そういった意味で、中長期的な目標値はそもそも設定しないということですね。その考え方を明らかにしておいていただければ、多分誤解はないのかなというふうに思います。

また、ここにある指標も、相談件数が増えれば必ずしもいいというものでもなく、ただ、実際の今の社会情勢を考えると、増えていくであろうということは想定されるので、当然相談に来られた方にはしっかりと対応していくと。必要な支援につなげていくというところが重要ですので、この数字だけで捉えら

れるものではないというところも理解しております。まずはこの数字のこのように設定している考え方だけ誤解のないように明らかにしておいていただければ、よろしいのかなというふうに思いました。

質問票につきましては以上ですけれども、この評価表のほうを改めて目を通して、幾つか、細かいところになりますけれども、確認させていただければなと思う点がございまして、お尋ねいたします。

評価表の2ページ、事業分析のところ、5つ書いていただきしております、大体もうご説明をほとんど頂いているところですが、特に5番目のきずなサロンについて、子育てサロンの参加者が増加しているというところで、割と近年顕著に見られる傾向なんでしょうか。

○杉並区社会福祉協議会地域支援課長 子育てきずなサロン、具体的な参加者はどのぐらい増加したというのは、今数字ですぐには申し上げられないのですけれども。

○奥会長 そうですか。

○杉並区社会福祉協議会地域支援課長 はい。子育てきずなサロン 자체は増えてはきております。乳幼児を連れたお母様の居場所ということで、やりたい方、運営したい方も増えてきていらっしゃいますし、そこに参加したい方もいらっしゃいます。

○杉並区社会福祉協議会事務局長 数字に関して、前年度比で申しますと、コロナの影響が昨年まだ残っており、やはり集団のところに来るのが怖いとかという方々もいらっしゃいました。ただ、例えば毎週木曜日に開いている子育てサロンでは、前々年度は564人のところが前年度は1,047ということで、倍増していたり、539が650と100ぐらい増えていたりというところでは、やはり参加の人数も増えているというのが数字としては取れております。

○奥会長 その要因といいますか、参加者の動機というところは把握されているでしょうか。

○杉並区社会福祉協議会生活支援課長 この計画が2本つくられているということが記載されていると思いますが、地域福祉活動計画という計画をつくる際に、多様な世代にアンケートを取ったとき、今、地域に何を望むかといった中のトップ3に、気軽に子育てのことを相談する場、サロンのような居場所が欲しいというニーズが非常に多く挙げられておりました。

区政はじめ様々な国の施策も子育て施策に関しては充実の一途をたどっているというふうには思うのですけども、やはりげた履きで地域の中で気楽に行けるような場所というところは、まだまだ住民の方たちにとってみると欲するところではないかなという部分は、ニーズの具体的な分析までは至っていないですけども、そういった声は多数寄せられていたのではないかというふうに捉えております。

○奥会長 はい。分かりました。ありがとうございます。

それから、同じページの一次評価の中の定性評価、効率性のところに、デジタル配信の強化に取り組んでいらっしゃるということが書かれておりますけれども、ここももう少し具体的にご説明いただけますでしょうか。

○杉並区社会福祉協議会事務局長 はい。経営管理課のほうで取り組んでおります。実際のところは、経費の面でも節減もあるのですけれども、公式LINEはまだ設定していなかったので、6年度末に設定をし、紙面が発行されたときに、デジタル配信も併せて行うと。まだ登録者数が400ぐらい、あまり伸びていないので、別途届かせるにはもっと登録数を増やさないといけないですけれども、そのほかのSNSということで共感してくれた方を通じてまた広がっていくように、インスタグラムとフェイスブックを併せて運用してございます。

○奥会長 はい。分かりました。ありがとうございます。

地域福祉コーディネーターの配置についてですけれども、今現在で3地区、来年度が4地区に広がるということで、施策15のヒアリングの中でもそのお話が出まして、今、区内で7圏域あるうちの、来年度は4、カバーされると。あと3残る部分については大体いつ頃までに全域カバーできる見通しなのかというのありますか。

○杉並区社会福祉協議会事務局長 こちらについては杉並区の施策になりますので、区の政策のほうで設置をされたところで、私どもが今担っているところではございますけれども。

○奥会長 そうですね。

○杉並区社会福祉協議会事務局長 恐らく国の補助金とかいろんな流れで行きますと、ここ3年以内ぐらいかと存じますが、これは区のほうからお答えいただいたほうがいいのかもしれません。失礼しました。

○奥会長 はい。すみません。施策15のところで伺えばよかったですのかかもしれません、もし区のほうで見通しがありましたら、お願ひします。

○保健福祉部管理課長 今日、私どものほうで、総合計画、実行計画を持ってきておらないので、将来的に何年度までというふうには申し上げられないですが、状況を見ながら、令和9年度の計画改定の中でしっかりと区のほうとして考えてまいります。今のところでは、いつまでというふうには区のほうとしても申し上げられない状況となってございます。

○奥会長 はい。計画にもまだそこは書いていないということですね。

○保健福祉部管理課長 はい。書いていません。

○奥会長 はい。分かりました。これはどこの地区が今カバーされているかという、具体的にはどこでしょうか。

○杉並区社会福祉協議会事務局長 はい。最初に設置されたのが西荻地域、続いて、荻窪、天沼辺りを荻窪地域と呼んでいます。それから今年度が高円寺地域ということで、その3地区になっております。

○奥会長 はい。来年度が。

○杉並区社会福祉協議会事務局長 失礼しました。高円寺は昨年度の6年度からで、今年度分はまだ公開していない……

○奥会長 令和8年度に4地区と書いてありますね。

○杉並区社会福祉協議会事務局長 そうですね。

○奥会長 それはまだ公開していない。

○杉並区社会福祉協議会事務局長 公表されていないかと思います。

○奥会長 そうですか。ただ、4つ目はあるというのは決まっているということですね。分かりました。ありがとうございます。

あとは、もう最後にいたしますけれども、9ページの中に、今年度の取組・目標というところですけれども、このあんしん未来支援事業というのが、これはどういう事業なのか、もう少し詳細をご説明いただきたいと思います。

○杉並区社会福祉協議会生活支援課長 地域福祉権利擁護事業、先生のほうから事前質問がありました。こちらは判断能力が低下していらっしゃる方たちと契約して、日常生活支援を援助していくということですが、あんしん未来の場合は、まだ判断能力が低下していない間に契約をして、将来的にそういう状態になっ

たときに、入院するであるとか施設に入所するであるとか、あるいはお亡くなりになってしまったとか、そういったような事象が起きたときに対応をさせていただくという、事前に契約をしておく登録型のものでございます。

○奥会長 なるほど。

○杉並区社会福祉協議会生活支援課長 ただ、登録をしているだけかというとそうではなくて、これは希望によりけりですが、安否確認という形で、月に1回から2回程度訪問や、お電話を差し上げて状況の確認をさせていただくということを行つております。

この契約に当たりましては、預託金を納めていただきまして、そこを財源に使わせていただきながら、先ほど申し上げたような事象が発生したときに対応するというような制度となっております。

○奥会長 ありがとうございます。なるほど。よく分かりました。登録者数は今現在どれぐらいですか。

○杉並区社会福祉協議会生活支援課長 今、21名です。

○奥会長 はい。こちらは今後増えていくというふうに予想されますか。

○杉並区社会福祉協議会生活支援課長 ここ数年の中、新たな新規契約者というのは実は増えしておりません。

○奥会長 増えていないのですね。そうですか。

○杉並区社会福祉協議会生活支援課長 はい。民間も含めて様々な類似のサービスというのが今出ておりますので、資力のある方はそういうようなところを選択するという方も多くいらっしゃいます。

○奥会長 そうなのですね。分かりました。どうもありがとうございました。

私からは以上とさせていただきまして、ほかの委員の方から、何かございましたら、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。特に高山委員の施策15との関連が深いと思いますけれども、何かございますか。

○高山委員 ありがとうございます。今一番力を入れて取り組んでいらっしゃることというのは、区の総合評価に書かれている、孤立やひきこもりの課題に対応していくための支え合いの仕組みづくりということで、地域福祉コーディネーターも含め、居場所づくりが非常に重要なんじゃないのかなということで、お話を伺いして改めて思いました。

そして、先ほど施策15のところでも、その取組というのはそれぞれ地域性がとても大きくて、地域によって違うということをお伺いいたしました。そうすると、人材育成というところでも、例えば何が一番よい支援なんだろうかということを、1人の地域福祉コーディネーターがご検討していくというのは、非常に負担が大きいのではないかなどううに思いまして、その面で、人材育成という観点から、地域福祉コーディネーターに対してどのようなサポート、支援を行っているのかということについて、もしよろしければ教えていただければと思います。

○杉並区社会福祉協議会事務局長 本当に正直なところ、3人になったのが昨年度からということで、実際に共通する個別の発見から、その方の困り事は何なのかという把握をするところと、また支援がある制度にはつなぎ、足りないものには地域のお力を借りて地域支援として取り組むという、ソーシャルワークとコミュニティワークがあります。まず共通の研修として、都内社会福祉協議会の東京都の社会福祉協議会で研修がございまして、他地区では先行して進んでいる実践事例も全国にありますので、そういうところで、まず学び合う、つながりをつくってもらうということ。それから、どの相談援助事業でもそうですけれども、受けた職員がインテークから対応までは1人ではやらないで、受けた内容を、係、また係長を中心にケース検討して、アセスメントを整理して、これから支援はこういう方向じゃないかということは必ず物差しを合わせながら支援をしていくということ。区の方とも毎月定例の検討会をしておりまして、そこで見解を合わせながら、具体例もご報告上げながら、機能と役割について、1人任せにしないようにということでは取り組んでいるところでございます。職員ができるだけ替わらないように、地域の中で数年は担当してもらおうというふうには、人事異動も含めて悩みながらやっているところでございます。

○高山委員 どうもありがとうございます。それで、例えば2つの地域を主と従、そういう複数でということもおありになるのですか。

○杉並区社会福祉協議会地域支援課長 メインとしましては1地区1人になっておりますけれども、同じ係の中にはほかの職員もおりますので、そこはカバーし合いながら、いろんな職員で対応するようにしております。
あとは、先ほどのご質問に付け加えますと、専門家のアドバイザーとい

うことで、日本社会事業大学の菱沼先生にアドバイザーとなっていたいただいておりまして、毎月、地域福祉コーディネーターの相談に乗っていただいているというか、アドバイスをしていただいていると。

○高山委員 分かりました。ありがとうございます。

○奥会長 よろしいですか。

ほかはいかがですか。

西出先生も、何かございますか。

○西出委員 初歩的な質問で、お許し願いたいのですが、今、評価表の5ページの財務状況を見させてもらっているのですが、この中の資産と負債の、積立てを崩すと書いてあったので、問題がないような気もするのですけども。この5年度から6年度のこの資産が6,000万ほど増えて、負債が3,000万ぐらい増えるというようなところは健全と考えていいのかというところをお伺いしたいというのが1点と。

2点目は表の見方なのですが、1番上の項目に「総収入」とあるのですが、その下にある「総収入のうち」というのを全部足してもその数字にならない感じなのですから、ほかにどういう項目があるのかなという、見方が分からないので、大変恐縮ですが、この財務状況の表の見方と解釈の仕方を教えてくださいという質問です。

○奥会長 はい。お願いできますか。負債、資産、マイナス負債のところ、正味財産のところと負債のところ。

○杉並区社会福祉協議会事務局長 はい。先ほどの総収入、全体の資産が3,000万程度、増減が5年度も6年度もあるということですけれども、私ども社会福祉協議会が複式簿記という形を取っている関係で、先生が先ほど言っていた4,500万の取崩し収入と、取崩しの積み立てるための支出、それが令和5年度は取り崩すために、取り崩したものを取り戻すということで反映されてしまって、それから6年度は、取崩しを戻すために積立て支出ということで、その支出が計上されている関係がありまして、あとそのほかで事業規模が膨らんでいる分も、純粋な収入と掛け合わせて3,000万程度の差が出てしまっていると。5年度と6年度はその影響が出てしまっている数値になりますので、それを取り除くと経年とそんなに変わらない、緩やかに受託事業規模が増えているという結果の数

字にはなってございます。

○西出委員 その変動が、財務上の問題として、やりくりの話は何となく分かっているのですけど、そういう変動というものは、財務的な視点から見るとイレギュラーなのか、当然あって当たり前のことだから、こういうのは問題が全くないというふうに解釈したらいいのか、その辺教えていただけますか。

○杉並区社会福祉協議会事務局長 一応法人としましては、大きな赤字を出したとかそういうことではなくて、貸借対照表上、それが起きているわけではなく、法人内の移動というか、資産移動が原因で、これはあることだということで、大きな問題としては捉えてございません。

○佐藤委員 西出先生が言われている質問は、令和6年と令和5年で、資産は増えているでしょ。負債も増えていることが問題ないのかということ。両建てしているからだということをちゃんと言えばいいわけで。法人会計でBS項目を流用、それでただ増えているだけだということを説明すればいいと思います。普通の感覚でいくと、資産が増えて、わざわざ借入金を入れて資産を増やしているのかという発想になるのですよ。そうではないですよということを説明しないと。

○杉並区社会福祉協議会事務局長 すみません。今、佐藤委員に補足いただいたとおり、この両方が増えてしまうという会計構造がございますので、問題はないというふうに捉えております。

○西出委員 こういう場合、よく分からぬのですけど、こちらは民間企業ではないですね。半官半民的に、補助金というような形でいつも経常的なお金が収入として入っている中で、このような動きがあってもしかるべきなのですかね。半官半民という意味合いでですよ。

○佐藤委員 私も公会計にそんなに詳しくないですけど、公会計上、BS項目と負債項目を両方とも両建てするんですよ。例えば何か補助金を受けたら、普通入るでしょ。また借り方に入るでしょ、現金、例えば1億入ったら。貸し方にも、負債じゃなくて何とか積立金みたいな形で勝手にそのまま入れちゃうんですよ。普通だったら収入にするでしょ。ここ、売上金、売上げで、PL項目。

○杉並区社会福祉協議会事務局長 申し訳ございません。社会福祉協議会が説明しなければいけないですけれども、公会計の専門家でいらっしゃる佐藤委員に補足を頂きました。

○西出委員 当然、公会計は単式ではないのは分かっているのですけど、こういうような既に補助金を毎度いつも査定しながらやっている中で、入と出のやりくりをしている文脈の中で、これはイレギュラーではないのかなというふうに思っていたもので質問させてもらったというのが、心の中にある始めのきっかけです。

○杉並区社会福祉協議会事務局長 はい。ありがとうございました。

○奥会長 あと、総収入の部分はどうですか。

○杉並区社会福祉協議会事務局長 はい。総収入と数字が合わない分については、主な収入額を掲げておりますので、足し合わせても足りないという構造になってございます。

○西出委員 はい。分かりました。ありがとうございます。

○田渕委員 まだ大丈夫ですか、時間。

○奥会長 そろそろですが、どうぞ。

○田渕委員 区の総合評価のところなので、区の方にお伺いすることになると思うのですが、下から4行目で、計画に掲げた目標を実現していく取組を着実に行なったことは評価できるとあるんですけども、事業評価指標を見ると、達成状況未達が多いんですね。こうした中でどういう根拠でこの評価がなされているのかというのと、あと目標設定が妥当かどうかというところで、三角になっているのですけれども、先ほど年度ごとで数値を設計してと、中長期ではなくて、状況を把握した上で年度ごとで目標を見ているというふうにお話しされていたのですが、そうであれば、目標設定方法は妥当かは丸であって、ただ、前を見ると、前年度が未達だったから目標を下げたと書いてあるんですね。なので、そこを見ると、妥当なのかどうかという判断ができない状況ではあるので、その辺りの整合性が取れていないような気がしております。

なので、まずお伺いしたいのは、区の総合評価の根拠を、どういうところをもってこの評価をされたのかというところをお知らせいただければと思います。

○奥会長 はい。ありがとうございます。

いかがでしょうか。これは区のほうからお答えいただけますか。

○保健福祉部管理課長 10ページの区の総合評価のところの、今ご質問がありました4つ目ですけれども、確かに成果指標上など、目標数値などを見ますと、数値上は達成しているのは難しいという中でも、総合的に区の総合評価という形で数値

だけでは見られない部分も含めまして、総合的に判断をさせていただいたというところです。数値のほうは未達成なのですが、取組については着実に行ったというところから、区のほうとしては評価をさせていただいたというところでございます。

○奥会長 はい。それから事業目標のところ。

○杉並区社会福祉協議会事務局長 はい。先ほど単年度ごとに状況を見ながら次年度の目標を立てる。ただ、それが社内でもきちんと定義づけができていないところがありましたので三角にしたというのが、正直なところでございます。その考え方を、先生に言っていただいたように、中できっちりと整理しておくということをしなければいけないと、今日ご指摘いただいたと思っております。

○田渕委員 目標の設定で、未達、未達ではないというのは決まってしまうのですね。ですので、そこを動かしたら全部の評価が崩れてしまう。その部分の考え方をしっかりされたほうがいいかなと思います。

○杉並区社会福祉協議会事務局長 はい。ありがとうございます。

○奥会長 はい。ありがとうございます。非常に重要なご指摘を最後に頂いたと思います。

よろしいでしょうか。そろそろ時間も参っておりますので。

(なし)

○奥会長 はい。ありがとうございました。それでは、社会福祉協議会へのヒアリングは以上とさせていただきます。本日は皆様、お忙しいところご出席いただきまして、どうもありがとうございました。

(□杉並区社会福祉協議会及び所管課職員退室□)

○奥会長 それでは、皆様、本日も長時間にわたりまして、どうもありがとうございました。

最後、その他、連絡事項について、何かございましたら、お願ひいたします。

○区政経営改革担当課長 事務局でございます。本日は皆様どうもありがとうございました。事務局からは連絡事項が大きく2点ほどございます。

まず1点目でございますけれども、まだ少し先の話ではございますが、外部評価委員会の報告書の作成に当たってということで、外部評価表の作成をこれから皆様方にお願いすることになります。本日、資料3において外部評価表の

イメージをお示ししてございますけれども、内容は昨年度と変更はございません。このデータについては後日お送りをさせていただきます。所管課の作成をしました評価表のほか、ヒアリングの内容ですとか現地視察なども踏まえまして、12月9日火曜日までにご提出いただきますようお願いしたいと考えています。その後、提出いただきました外部評価表については、委員の皆様にも共有させていただく予定でございます。ただいま申し上げた内容も含めまして、外部評価表の詳細の作成方法などについては、メールでデータをお送りする際にご説明させていただきます。メールは近日中に送付をさせていただこうと考えてございます。

続けて、2点目でございます。外部評価委員会第5回目でございます。次回は入札監視委員会でございますが、日程は12月16日火曜日、午後2時から、場所はこの場所と同じでございます。中棟4階の第2委員会室でございます。既に入札監視委員会につきましては経理部門のほうから皆様にご依頼をさせていただきまして、審議希望案件のご提出をしていただいていると伺ってございます。今後、審議案件が決定しましたら、経理部門から資料を送付させていただきます。

事務局からは以上でございます。

○奥会長 はい。何かご質問などはございますか。

○田渕委員 締切りはメールに記載されるのでしょうか。

○区政経営改革担当課長 はい。締切りについては12月9日の火曜日を現在予定しております。

○奥会長 はい。外部評価表の提出の締切り、12月9日火曜日ということで、また改めてメールでご連絡いただく。

○区政経営改革担当課長 はい。期限も含めまして、詳細はお知らせさせていただきます。

○奥会長 はい。お願いいいたします。

よろしければ、本日は以上とさせていただきたいと思います。非常に長時間にわたりまして、3時間ほどに及ぶ外部評価委員会をどうもありがとうございました。これで閉会とさせていただきます。